

予算特別委員会会議録(2)(令和6年1定)			
日 時	令和6年 3月 7日(木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時56分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	中村(吉宏)委員長、横尾副委員長、白川・酒井・白濱・中鉢・面野・高橋・中村(岩雄)各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、総務・財政・産業港湾・生活環境・福祉保険・建設・教育各部長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した中村吉宏です。もとより微力ではありますが、副委員長共々、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、横尾委員が選出されておりますことを、御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、酒井委員、面野委員を御指名いたします。

昨日、開催されました理事会におきまして、お手元に配付のとおり、審査日程が決定いたしましたことを、御報告いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高野委員が酒井委員に、佐藤委員が中鉢委員に、前田委員が白濱委員に、中村誠吾委員が面野委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、みらい、公明党、立憲・市民連合、自民党、共産党の順といたします。

みらい。

---

○白濱委員

◎後志共同消防指令センターについて

私からは、令和8年4月から運用開始を予定する後志管内消防指令業務の共同化に伴う後志共同消防指令センターについてお聞きいたします。

本指令センターは、後志管内3消防本部の13市町村において共同で整備すると事業内容にあります。

そこでまずお聞きいたします。消防指令業務の共同化とは一体どのようなものなのでしょうか、お知らせください。

○(消防) 徳田主幹

消防指令業務の共同化とは、複数の消防本部がそれぞれ行っている緊急通報、主に119番通報の受付や消防隊、救急隊への出動指令を1か所の消防指令センターにおいて実施するものであります。

○白濱委員

本指令センターの運営方式は、小樽市への事務委託方式と伺っております。共同化に伴い構成市町村が複数になることにより、構成市町村とその調整に時間を要したり、相当の業務が増加することが予想されます。同時に財務負担も増加します。事務の委託については地方自治法に定めがあります。

そこで伺いますが、地方自治法の第252条の14から第252条の15の事務の委託についての条文をお知らせください。

○(消防) 徳田主幹

地方自治法第252条の14、「普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。」、同条第2項、「前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。」、同条第3項、「第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事

務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。」

続きまして、同法第252条の15、「前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。」、同条第1号、委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体。同条第2号、委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法。同条第3号、委託事務に関する要する経費の支弁の方法。同条第4号、前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項となっております。

#### ○白濱委員

地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委ねることにより、行政運営の効率化・合理化を図る制度です。事務を受託した小樽市が受託事務の範囲において、自己の事務として処理することにより、小樽市が自ら当該事務を管理及び執行した場合と同様の効果を生じ、当該事務についての法令上の責任は受託した本市に帰属することとなるので委託した他の12町村は委託の範囲内において、委託した事務の執行及び管理する権限を失うことになるわけです。

また、総務省の資料によりますと、委託事務に要する経費は、委託した地方公共団体が受託した地方公共団体に対する委託経費として予算に計上し、負担すべきであり、その経費の支弁の方法は規約で定めるとあります。

そこでお聞きいたしますが、後志共同消防指令センターの事務委託についての規約はあるのでしょうか。

#### ○(消防) 徳田主幹

後志共同消防指令センターの事務委託に係る規約につきましては、現時点ではまだ策定されていませんが、令和7年12月を目途に小樽市、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合が内容を協議した上で、それぞれが策定する予定となっております。

#### ○白濱委員

次に、本指令センターの配置人員につきましては、既に公表されておりますが、広範囲からの通報があり、瞬時的な対応が求められることから地元の土地カンや地域固有名称の呼称などに備え、推進員の人員体制について運営上で13市町村の中で、例えば発足当初は人員交流体制をしくなど、何か検討されていることがあれば、お知らせ願いますか。

#### ○(消防) 徳田主幹

13市町村を管轄する3消防本部におきまして検討している事項につきましては、地理や目標物、消防水利などの確認を行い、これらについて研修を行うこととしており、その中で地域固有名称などの対応など今後、対策を講じていく予定であります。

#### ○白濱委員

ぜひこの機会に、3消防本部の間でこれまでの経験やノウハウを共有していただきたいと思っております。

本指令センターの管轄には泊原発があります。能登半島地震の折、本市沿岸部にも津波注意報が発令された際には、本市の初動体制は遅れを取りました。迫市長は、改めて役割分担等の周知徹底を挙げました。備えあれば憂いなしと昨年の小樽市総合防災訓練時にはコメントされております。

そこでお聞きいたします。北海道防災センターとは、本支援センター運営開始に当たり、指令系統や役割分担については明確になっておりますか。

さらに、泊原発の事故を含む大規模災害時の消防体制について、本指令センターにおいては、統一指令体制や役割分担は現時点で整っているのでしょうか、お伺いいたします。

#### ○(消防) 徳田主幹

北海道防災センターとの指令系統や役割分担につきましては、同センターは有事の際に通報する立場となり、指

令業務の共同化とは直接関係しないことから、これまで協議はしておらず、役割分担等はされておられません。

なお、後志管内消防指令業務の共同化に関する協議会では、泊原子力発電所における事故、それらを含む大規模災害等の発生における相互応援体制、指揮命令系統、役割分担などの連携協力について検討を行っており、共同運用開始までに詳細について整理するものでございます。

○白濱委員

災害対応能力が今以上に向上することを期待しております。

本指令センターの設置場所については、小樽市消防庁舎内の3階とお聞きしております。本市の令和6年度予算の消防費のうち、後志共同指令センター整備事業費として2,800万円が計上されております。

そこで、約2年後の運用開始を予定した中で、令和5年度の補正予算において決定した債務負担行為により整備する本指令センターの内容をお聞きいたします。あわせて、本指令センターの実施計画については、いつ頃を予定しているのでしょうか、お知らせ願います。

○(消防) 徳田主幹

令和6年度につきましては、後志共同消防指令センターの設置に係る実施設計となります。

なお、期間につきましては本年4月から令和7年3月までを実施期間としております。

○白濱委員

次に、費用の負担について伺います。消防指令システムの事業費は、共同で負担するとのことですが、既に後志管内消防指令業務の共同化に関する協議会の中では協議済みだと思いますが、他の12町村、あるいは、ほかの2消防組合から本指令センター整備に対して令和6年度に事業予算が組まれているものなのか否か、お知らせください。

○(消防) 徳田主幹

共同化を実施する各消防本部に確認したところ、令和6年度に行う事業につきまして、その予算については予算措置がされているとのことでした。

○白濱委員

国からの財政支援についてお聞きいたします。

本指令センターの整備については、国からの財政支援はあるのでしょうか。

○(消防) 徳田主幹

後志共同消防指令センターの整備についての国からの財政支援につきましては複数ありますが、地方債措置として、緊急防災・減災事業債が適用されるほか、高機能消防指令センターの整備に当たっては、消防防災施設整備費補助金交付要綱に基づきまして国庫補助が規定されております。

○白濱委員

本指令センターは、高度化する119番通報に対応した最新の技術と技能設備を備えているとお聞きしております。それは具体的にどのような技術、機能設備なのかをお聞かせください。

○(消防) 徳田主幹

高度化する119番通報に対応したものでございますが、今までは電話による119番通報が主体でしたが、今後は動画やチャットによる通報、あるいは交通事故の発生時における緊急通報事業者からの代理通報時に発生場所や事故の詳細などの情報通知や、あるいは指令センターと消防車や救急車、これらに設置しております車載端末に対する詳細な事案情報の伝送などが行えるようになるもので、これらの通報に対応するための機能を備えた設備となります。

○白濱委員

今まで以上のかかなり高度な機能だと思っております。

それでは、本指令センターの整備に当たりまして、その効果についてお示しください。

○(消防) 徳田主幹

後志共同消防指令センターの整備により、複数の地域での災害発生時においても正確な情報収集や分析を行うことで効果的な災害対応が行えるほか、従来よりも早い段階での人員や物資の調整を行うことが効果であると考えております。

また、各消防本部が整備しなければならない高機能消防指令センターを共同で整備することによる費用の低減を図ることもできると考えております。

○白濱委員

後志管内の4消防本部中、羊蹄山ろく消防組合は令和4年度に消防指令システムを更新されたとのことで、今回は共同化に参加されておりません。高機能消防指令システムの更新は、耐用年数は5年から10年、保守点検や物理的寿命により多少年数は異なると思いますが、数年後には恐らく更新を迎えることとなります。羊蹄山ろく消防組合が共同化に加わると管轄の面積は1.5倍以上となります。しかしながら、後志管内の消防広域化の推進、連携と捉えた場合、羊蹄山ろく消防組合は比較的重要な位置にあると思います。また、大規模災害時の消防体制を後志管内として捉えた場合も同様であります。

そこでお伺いいたします。今後、数年後に向けて、後志管内の4消防本部の共同化については、再検討されていくのでしょうか。

○(消防) 徳田主幹

後志管内4消防本部の共同化の再検討につきましては、3消防本部の消防指令業務の共同化に、羊蹄山ろく消防組合の参加が予定されますが、羊蹄山ろく消防組合は現在運用中の消防指令センターの更新時期に合わせた参加について検討するとのことですので、現時点では再検討については未定となっております。

○白濱委員

次に、高機能な本指令センター運用開始までの今後のスケジュールについてお示しください。

○(消防) 徳田主幹

共同化における今後のスケジュールについては、令和6年度につきましては、実施設計業務委託を開始いたします。令和7年度には、消防庁舎の改修工事及び高機能消防指令センターの工事、併せまして、消防指令業務の委託に関する規約の策定、そして、令和8年3月ですが、工事を完工いたしまして試験運用を開始いたします。そして、令和8年4月上旬には正式運用を開始したいと考えております。

○白濱委員

最後に、後志共同消防指令センターの役割についてお示しください。

○(消防) 徳田主幹

後志共同消防指令センターでは、多様化する119番への対応、消防部隊への正確で迅速な出動指令など高度化、標準化された最新の機能を持つ高機能消防指令センターにより、市町村の規模にかかわらず、同一の住民サービスを提供することが役割と考えております。

○白濱委員

広い地域に居住する方々の命と財産を守るため、生活の安心と安全への責務、その使命遂行をお願い申し上げまして、私の質問を終了させていただきます。

---

○中村(岩雄)委員

◎小樽職人の会について

それでは、小樽職人の会についてお尋ねいたします。

小樽職人の会では、製作体験実施会場の拡充と安定的な確保、小樽市内の子供たちを対象とした無料の製作体験

実施を希望しています。平成4年、1992年発足の小樽職人の会は、これまで特定非営利活動法人北海道職人義塾大  
學校の立ち上げ、世界職人学会の開催などを実施してきました。若い方々への職人技の周知と事業の継承を目的と  
して始めた小樽職人の会製作体験学習は、会員相互の研さんとこれまでの着実な事業活動を通し、また、小樽市を  
はじめとする関係各位の御協力もありまして、北海道内外の小・中・高等学校、旅行会社への周知も進み、昨年は  
6,800人が受講しています。当会の体験の予約が取れなければ、修学旅行先から小樽市を取りやめ、他のコースに変  
更するとまで言っていた学校も現れており、現在では大人、外国人旅行者の方々からも受講を希望されるよう  
になりました。

本事業を維持していく上で悩ましい問題として、講師を務める職人の高齢化、職人の本業の仕事の減少が挙げら  
れます。製作体験の講師は常に募集中であります。また、本業の仕事がなければ廃業も余儀なくされ、製作体験の  
講師も続けられなくなってしまいます。製作体験を実施する会場は現在、マリンウェーブ小樽をメインとして使用  
しておりますが、受入れ人数は150人が限度で、大きな団体だと2回に分けて実施するなどの不便をおかけしており  
ます。

また、今年は運河プラザの三番庫、小樽市公会堂が修理工事のため使用不可となりました。今後、観光旅行者、  
修学旅行の増加が考えられることから、安定的に受け入れられる施設が必要であります。一案に、廃校となった学  
校の体育館などの再利用が考えられます。小樽市にぜひ検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、これまで多数の修学旅行生を受け入れ、好評を博している小樽職人の会の製作体験ですが、残念なが  
ら小樽市内の子供たちに対しては、ほぼ実施できておりません。昨年は、有料ではありますが、小樽未来創造高校  
と朝里中学校の生徒に実施でき、大変、喜んでいただけたようであります。

ぜひとも地元の小樽市内の子供たちに、小樽の職人文化を体験し、知っていただきたいと思っております。対応できる  
職員の数に限りがあり、受入れ人数を調整しながらではありますけれども、費用は無料で、製作体験の実施を考え  
ていただけたらと思っております。小樽職人の会といたしましても、小樽の子供たちの教育に少しでも寄与できれば、誠  
に幸いであると考えています。

この2点、市のお考えをお聞かせください。

#### ○(産業港湾)観光振興室松本主幹

委員の御質問のうち、1点目、安定的に受け入れられる施設の必要性についてですけれども、小樽職人の会の製  
作体験につきましては、修学旅行等での体験プログラムとして御利用いただいております。その際の会場につきま  
しては、職人の会の事務局が調整されていると承知しておりますけれども、修学旅行等の体験解除に係る相談がご  
ざいましたら、まずはお話を聞いてまいりたいというふうに考えております。

#### ○(教育)学校教育支援室青柳主幹

2点目の御質問に関してでございますが、中村岩雄委員からお話がありましたように、小樽職人の会が製作体験  
を無料で実施していただけることはとてもありがたいことでもありますし、小樽の職人文化を体験することは、子供  
たちに豊かな心を育むためにも大切であると考えておりますので、案内等をいただくことができましたら、校長会  
に情報提供してまいりたいと考えております。

#### ○中村(岩雄)委員

#### ◎アスリートや子供たちの教育施設における盗撮について

次に、教育施設における盗撮問題について質問いたします。

全国的に子供やアスリートに対する盗撮が問題になっております。いろいろ報道もされております。国は、令和  
5年6月16日に性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の  
消去等に関する法律、いわゆる性的姿態撮影等処罰法を成立させ、同年7月13日から施行されました。北海道にお  
いては、北海道迷惑行為防止条例が平成29年5月1日から施行されており、盗撮行為に対する規則規制が強化され

てきました。

しかし、全国的に見ても盗撮行為は減少していない傾向があり、他市町村では教職員が自分の勤務する学校で盗撮行為に及んだという事例があったとお聞きしております。

そこでお伺いします。市教育委員会が管理している学校や体育館、高島小学校温水プール、総合体育館や体育施設での盗撮の被害状況についてお答えください。

また、被害があったとすれば、その対応についてお答えください。

**○(教育)生涯スポーツ課長**

学校や体育館、高島小学校温水プール、総合体育館や体育施設につきまして、盗撮の被害についての報告は現在のところ入っておりません。

**○中村(岩雄)委員**

盗撮は被害者に直接触れることがない、性犯罪と考えられます。犯罪は警察が取り締まるべきものと考えますが、被害者が被害を申告、相談しやすい環境の整備も必要だと考えます。

児童・生徒が被害に遭った場合、見かけたときなど、どこに通報、相談すればよいのかなどの啓発活動は学校でも必要だと考えますが、市教委の見解を伺います。

**○(教育)学校教育支援室青柳主幹**

各学校において、児童・生徒が犯罪等に遭ったり、困ったことがあった際には教職員に気軽に相談できることを伝えるとともに、啓発資料を配布するなどして相談窓口についても周知を図っているところであります。

市教委としましては、今後もこうした取組を継続して行うことが、子供たちを守るために大切であると考えております。

**○中村(岩雄)委員**

次に、アスリートに対する盗撮についてお伺いします。

小樽市総合体育館や高島小学校温水プールでは、盗撮についてどのような対策を取っているのか、お知らせください。

**○(教育)生涯スポーツ課長**

総合体育館では、職員が定期的にパトロールを行っており、不審者がいれば声かけを行うこととしております。

高島小学校温水プールでは、常時、監視員を配置しており、不審な動きがあれば注意を行うこととしております。

**○中村(岩雄)委員**

それでは、スポーツの競技大会での盗撮に対する取組は各競技団体の主催者が行っていると思いますが、競技団体などが加盟しているスポーツ協会はどのような対応を取っているのか。また、その大本の日本スポーツ協会の取組についてお聞かせください。

**○(教育)生涯スポーツ課長**

日本スポーツ協会の取組ですが、「盗撮・性的画像被害からアスリートを守る～現状と課題～」をテーマとしたシンポジウムの開催、日本オリンピック委員会などのスポーツ統括団体と共に、ポスター形式のステートメントを作成し公開、被害に遭った場合や盗撮を見かけた際の通報相談窓口の設置、競技会場において対策を講じている競技団体の取組事例の紹介を行っております。

下部組織であります小樽スポーツ協会でも通知を受けて、今後の取組を進めていくと伺っております。

**○中村(岩雄)委員**

盗撮犯罪をなくするために活動する団体もあるとお聞きをしております。警察や各関係機関と連携し、ぜひ盗撮被害をなくす取組を今後お願いしたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○(教育)生涯スポーツ課長

盗撮被害をなくするために、まずは小樽スポーツ協会と連携し、各競技団体への周知を図るとともに、市教育委員会で管理している施設につきましては、被害を生み出さないように対応を強化してまいりたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

この問題については、これからも取り上げさせていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

◎フッ化物洗口について

次に、フッ化物洗口について。

歯・口腔の健康づくり推進事業についてお聞きします。

令和6年度予算において、歯・口腔の健康づくり推進事業として、小学校でのフッ化物洗口の実施に係る事業費が計上されるとともに、家庭での歯磨き指導を保健所と連携して進めていくこととなっております。フッ化物による齲歯予防の有効性と安全性は、既に国内外の多くの研究により示されており、道においては平成21年に歯・口腔の健康づくり8020推進条例を制定して、フッ化物洗口の普及その他の効果的な歯科保健対策を推進しております。

本市においても、保健所や幼稚園などでフッ化物洗口が行われており、継続的な実施によってその効果が高まるとされているところでありまして、子供たちの発達段階に応じた齲歯予防へのさらなる取組が重要と思ひます。

そこで改めてお聞きいたします。本市における小学校でのフッ化物洗口導入の目的をお示しくたさい。

○(教育)学校教育支援室南主幹

本市における令和3年度の齲歯罹患率は、小学校の全国、全道がそれぞれ39.0%、47.4%ですが、小樽市は54.1%と高い状況となっているため、小学校の齲歯罹患率が高いことを放置することにより、子供たちの成長に影響を与え、健康維持の妨げになることが懸念されております。

したがって、子供たちの健康づくりの基本となっている歯・口腔の健康維持のため、フッ化物洗口及び家庭の歯磨き指導を実施することにより、齲歯罹患率を改善する必要があるためです。

○中村(岩雄)委員

今のお答えの中にも少し重なるかと思ひますが、また、フッ化物洗口を導入することにより、どのような効果があるとお考えでしょうかお示しくたさい。

○(教育)学校教育支援室南主幹

フッ化物洗口は、公衆衛生学的に優れた齲歯予防法であり、その実施により児童の歯・口腔の健康を維持し、齲歯罹患率を改善することにより、生活の質の向上を図ることが期待できますことから、子供たちの健全な育成に寄与し、将来的に健康寿命を延ばす効果が見込まれます。

○中村(岩雄)委員

フッ化物洗口の実施は具体的にどのような手順で行うのか、お知らせくたさい。

○(教育)学校教育支援室南主幹

フッ化物洗口の具体的な手順につきましては、各小学校において、2学期から週1回、事故防止のためそのまま使用可能な溶液濃度0.2%で、10ミリリットルのフッ化物水溶液を使用して、誤飲しないよう下を向いた状態で30秒から1分間うがいを行うものです。

○中村(岩雄)委員

家庭での歯磨き指導を保健所と連携して進めていくとのことですが、この内容について御説明くたさい。

○(教育)学校教育支援室南主幹

保健所と連携した歯磨き指導につきましては、家庭への啓発のパフレットの作成や各学校で行う歯磨き指導などを連携して進めてまいりたいというふうと考えております。

○中村(岩雄)委員

これまでは、フッ化物洗口の導入に反対する意見がありました。実施が先延ばしされてきたと思われませんが、これまでの経緯を簡単にいいです、お知らせください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

先ほども触れましたけれども、本市は全国、全道と比較して児童の齲歯率が高い傾向にあるため、齲歯罹患率を改善し児童の歯・口腔の健康を維持する必要があることから、これまでフッ化物洗口の実施に当たり事故が起きていないことや、既に希釈された洗口液を使うことで安全性の確保や教職員の負担軽減に一定程度配慮した形で進められるめどが立ったことから、実施に向けて予算を計上したというところです。

○中村(岩雄)委員

10年ほど前に議会でフッ化物洗口でいろいろ議論もしました。しかし残念ながら、随分遅くなってしまったと思います。後志では小樽市が最後ということもあります。

今般、導入への予算も計上されています。実施に当たっては、保護者のまずは理解を得られているのでしょうか、お答えください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

フッ化物洗口の実施に当たっては、全ての対象児童の保護者に同意書を配布して、了承を得た児童についてのみ洗口を実施し、同意のない児童については洗口を実施しないことで、保護者の方に理解を得られるものと考えております。

○中村(岩雄)委員

各方面の理解を得られるように努力していただきながら、頑張っていたきたい。

小樽市歯科医師会は、これまでも小樽市の児童・生徒へのフッ化物洗口導入に向けて、様々な尽力をされてきましたけれども、周知などで小樽市歯科医師会との連携をしっかりと図るべきだと思えます。お考えをお聞かせください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

小樽市歯科医師会と連携することは、専門的な知識や最新の情報を得られることから、フッ化物洗口の安全な実施に不可欠でありますので、しっかり連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

◎アスベスト対策について

令和6年度一般会計予算に関連して、新総合体育館整備事業費アスベスト含有量調査についての質問です。

初めに、アスベストについて、大気汚染防止法の改正があったと認識しておりますが、どのような改正があったのでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境)環境課長

アスベストは、人体に有害であり、適正に処置する必要があります。

アスベスト含有建材には、飛散性の高いものから、吹きつけ石綿のレベル1、遠鉄断熱材等のレベル2、石綿含有成形板等のレベル3がありますが、レベル3の石綿含有成形板等の不適切な除去事例があったことから、従来はレベル1及びレベル2が規制対象となっていましたが、令和3年4月には、レベル3の石綿含有成形板等へ規制対象が拡大され、作業基準が明確化されました。

令和4年4月からは、80平方メートル以上の建築物の解体や請負金額が100万円以上の改造、改修等の際には石綿の使用の有無に関する事前調査結果を報告することが義務づけられ、令和5年10月には、事前調査は必要な知識を有する石綿含有建材調査者等に行われるよう義務づけられています。

○中村(岩雄)委員

現在の総合体育館は、アスベストが含まれている可能性がある中で、実際に市民の皆さんが利用しています。利用者に健康被害の心配はないのでしょうか。

○(教育)生涯スポーツ課長

現総合体育館につきましては、平成17年度、18年度にアリーナ、各体育室において、令和元年度には煙突内の断熱材についてアスベスト除去工事を実施しており、その後、空気中濃度測定を実施し、安全を確認しております。

○中村(岩雄)委員

現総合体育館のアスベストについて、以前の工事で除去せずに囲い込んだものはないのでしょうか。あるとしたら解体時にどのように処理をするのかということなのですが、これについてお答えください。

○(教育)近藤主幹

以前に行いました総合体育館のアスベスト対策工事ですけれども、吹きつけ材などアスベストの含有が確認された市の施設で囲い込み工事というのを行ったものもございませけれども、総合体育館につきましては、囲い込みではなくて除去工事を実施しております。

○中村(岩雄)委員

それでは、今回の事業内容について、改めて説明していただきたいと思います。

○(教育)近藤主幹

現在、試算している新総合体育館の事業費のうち、解体費用に含まれるアスベスト除去費用については簡易的に計算したのになっております。このため来年度、新総合体育館の事業者選定を実施するに当たりましては事前に含有量を調査し、事業費試算額の精度を高める必要がございます。

具体的にはどのようなことをやるかといいますと、壁や天井などにアスベストが含有されているかどうかを調査するために、一次調査としましては、図面を基にアスベストの含有についての有無を確認いたします。その後、二次調査で含有のおそれがあるものについては、検体を採取、分析調査を行うこととなります。

○中村(岩雄)委員

最初に事業名を見ましたときに、これまでの過去の記憶から多少、不安を覚えたのですがけれども、今回の説明で、現総合体育館は安全であると、本事業の必要性はよく分かりました。

ただし、今後、その他の施設などは、まだ囲い込みのアスベストなどもあると思うのです。改修作業の実施に当たっては、周辺住民や利用者などに不安を与えないようにして万全の体制で臨んでいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

---

○白川委員

◎ナッジ・ユニットについて

まず、ナッジ・ユニットについて一般質問で挙げさせていただいた中から、何点かお伺いしたいと思います。

ナッジの活用については既に実施されていて、一定程度の効果があること、あと、行政運営におけるナッジの考え方について、日常の業務において活用することは有効なものと考えているとの御答弁をいただきました。

現在、行っているナッジの取組を主導しているのは、株式会社キャンサーズキャンという認識でよろしかったか、お聞かせください。

○(福祉保険) 橋本主幹

現在、国民健康保険では、株式会社キャンサーズキャンが持っているナッジ理論のノウハウを基に提案、助言を得て、本市が作成しているものになります。

○白川委員

また、ナッジの取組を推進する上で、学ぶ機会を設けるなどの検討を行ってまいりたいという御答弁をいただいておりますが、そこに確実にもって行っていただきたいという思いから確認させていただきたいのですけれども、学ぶ機会を設けることとなれば、どういう方を講師として招くことになるのか、お聞かせください。

○(総務) 企画政策室島谷主幹

学ぶ機会を設けた場合の講師につきましては、講師も含めまして学ぶ機会を今後、検討してまいりますので、今時点では、どちらの方ということとは申し上げられないものでございます。

○白川委員

ナッジに限らず新しい取組について、学ぶ機会から事業につながった事例というものは把握しているか、お伺いします。

○(総務) 企画政策室島谷主幹

ナッジに限らず新しい取組についてということなのですが、即答はできませんけれども、本会議で御答弁させていただきましたけれども、ナッジ理論を保健所で活用していたというように、個々の部局で新たな仕組みを学び、事業に取り入れているという事例につきましては、あるのではないかというふうに考えております。

○白川委員

この学ぶ機会について、職員向けの研修としてはどのような手法があるのでしょうか、お聞かせください。

○(総務) 職員課長

職員向けの研修ということのお尋ねでございましたので、やっている職員研修を御紹介させていただきたいと思っております。職員課で主催をしているものとしましては、この庁舎内に会場を設けまして、外部講師を招く、もしくは庁内の職員が講師として行っている庁内研修。それから、北海道の市町村職員研修センターなどに職員が行って受講する、いわゆる派遣研修。それから、地方公共団体情報システム機構が提供している動画をオンラインで視聴する研修を今、実施しているというところです。

そのほかに、各課の業務内容を他課に共有するといったような内容で、各部においてそれぞれ内容を計画・企画し実施してもらっている職場研修というものも併せて実施しているというところでございます。

○白川委員

様々な形態があるということで理解しました。

これまで実施した勉強会や研修会などのその学ぶ機会という部分については、参加する対象の方はどのように決められていたのでしょうか。

○(総務) 職員課長

研修の対象の決め方ということでお答えをさせていただきます。研修の内容によって様々なのですけれども、例えば、新しく管理職になった職員や新しく係長職になった職員であったり、新規採用職員、それから、採用後、何年目程度の職員といった形で、職員の階層別に対象を絞り、この場合は本人の希望というよりは、必須というような形で行っている場合もございます。そのほかに、知識ですとか技法を習得するような内容の研修でしたら、実際の実務を行う職員を対象とする場合、あるいは希望者であれば、管理職であろうが、係員であろうか、誰でも受講可能としているものもあります。そういった形で、対象をそれぞれの研修に応じて決めているというような状況で

ございます。

○白川委員

学ぶ機会を次のステップにしっかりとつなげる取組としていくために、今回のナッジについてなのですけれども、参加されるメンバーの中に企画立案ができる方がメインではないといけないのではないかとというふうに考えるのですけれども、これについての考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○(総務)職員課長

ナッジも含めて研修の在り方というか、そういった観点でお答えさせていただきます。内容にもよると思いますが、特にナッジですとか新しい取組は、やはり、職員間の認識共有とか知識の共有などがされていかないと次の展開ということになかなかつなげてこないのかというふうに思います。例えば、近年ですとデジタルに関する研修などがそうだったのですが、そういったものは、まず管理職の受講を必須にするとか、強く推奨するといった形でこれまでも実際やってきているものもあります。

ですので、そういった形で企画立案する立場というか、要は管理職などにまず受講してもらうという形でやる場合もこれまでもありましたし、今後にも必要に応じて、そういうふうにしていかなければならないと考えているところでございます。

○白川委員

行政にナッジを活用して、よりよい公共サービスを展開したいという思いから、結成された北海道行動デザインチームという団体は御存じでしょうか。御存じであれば、どのような活動を行っているか、お聞かせください。

○(総務)企画政策室島谷主幹

ホームページを見た範囲にはなりますけれども、承知をしております。北海道行動デザインチームにつきましては、北海道職員を中心に有志メンバーで構成されており、様々な職場から集まったメンバーが北海道におけるナッジの普及に向けて、勉強会や事例の実施、効果検証などの活動をしているということでございます。

○白川委員

北海道行動デザインチームでは、ナッジの基本的な知識を学ぶ勉強会とか、ナッジの設計を体験するワークショップなどの開催をしていると。ほかには、今おっしゃられたようにナッジを活用した事例の実施効果の検証といった部分もやっているというふうに私も認識しております。

こういったナッジの普及に向けて活動しているチームの協力を仰ぎながら、取組を進めていくことも一つの方法としてはいいのではと考えるのですけれども、これについていかがでしょうか。

○(総務)企画政策室島谷主幹

本市が取組を進めていく中では、北海道行動デザインチームといったところに協力していただくということも一つの方法であると考えております。

○白川委員

今回の一般質問でも触れたようにナッジについては、職員の方への改善や気づきにつながるものがモチベーションの向上につながって、結果、業務が活性化することにつながるのではないかとというふうに考えているものでございます。

そして、勉強会、学ぶ機会も設けていただいて、やっただけで終わるようではなくて、しっかりと次のステップにつながる機会として進めてほしいと思うのですけれども、これについて改めてお考えをお伺いしたいと思っております。

○(総務)職員課長

学ぶ機会の在り方というようなお尋ねかと思うのですけれども、これは今、お話があったとおり、せっかく研修を受けたものが、そこで終わってしまっただけでは何もならないと思います。やはり、それがその後の業務に十分に生き

てこないとならないですし、そのためにも、先ほど企画する立場からというお話もありましたけれども、そういったことも含めて、その進め方、やり方に関しては今後に十分つながるような在り方を意識して、研修の企画を行ってまいりたいと思っております。

あと、基本的な研修というのは、私どもで企画をして行っておりますけれども、職場研修とか、各職場における研修ですとかOJTとかも含めまして、とにかく今後の業務に生きてくるような研修の在り方については、常に検証しながら進めていきたいというふうに考えております。

○白川委員

◎石山収蔵庫移転等事業費について

次に、石山収蔵庫移転等事業費についてお伺いいたします。

石山収蔵庫に収蔵している埋蔵文化財及び博物館資料を旧北手宮小学校へ移転ということで、事業費が1,000万円とありますが、この金額の内訳について御説明いただけますでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

石山収蔵庫移転等事業費の内訳なのですが、業者によります引っ越しの委託料が896万円、保険料が30万円、そして、スチールの整理棚を購入するのですが、その棚の購入費として74万円で合計1,000万円というふうになってございます。

○白川委員

次に、収蔵庫としての維持費は年間でどのぐらいかかっているのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

今、石山収蔵庫として維持するに当たりまして、機械警備をかけているのですが、それに必要な料金としまして機械警備料金、あと電気料金、電話料金があるのですが、合わせて約50万円となっております。

○白川委員

次に、その石山収蔵庫についてお伺いしたいのですが、どういう経緯で、いつから石山収蔵庫に収蔵されることになったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

きっかけは、市内にありました小樽市青少年科学技術館が閉館をした平成18年頃の話になるのですが、当時、旧石山中学校にスペースがあったということで、その青少年科学技術館にあった収蔵資料の保管場所として使われたのが最初でございまして、その後、埋蔵文化財の資料については、旧量徳小学校など別の学校の中に保管をしていたところがあったのですが、その旧量徳小学校などについても、そこにそのまま収蔵することができなくなったということもあり、運び始めた正確な時期は十分確認できていないのですが、平成24年頃にそれを運びまして、その後はずっと博物館で増えていった資料、また、埋蔵文化財についても石山収蔵庫に一括して保管をしているという状況でございます。

○白川委員

改めてお聞きしたいのですが、なぜ埋蔵文化財及び博物館資料を移転することになったのでしょうか、お聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

今の石山収蔵庫は、雨漏りによります資料の汚損ですとか、また、建造物の侵入によります盗難ですとか、破壊のおそれがありまして、小樽市公共施設長寿命化計画の中で、旧北手宮小学校に移転をするという予定ではあったのですが、その予定を前倒ししまして移転を進めるということになったものでございます。

○白川委員

この石山収蔵庫というのは、今後どうなっていくのでしょうか、活用方法についてお聞かせください。

○(教育)生涯学習課長

建物の今後の活用方法などについて、どうするかというのは、まだ何も決まっておりません。

○白川委員

次に、移転先の旧北手宮小学校についてお伺いしたいのですが、旧北手宮小学校を移転先に決めた理由についてお聞かせください。

○(教育)生涯学習課長

旧北手宮小学校については、先ほど石山収蔵庫にあったような雨漏りなどの問題がなく、建物の健全性がきちんと確保されているということもあったのと、現在も一部、博物館資料を収蔵しているということもあり、今回、旧北手宮小学校に移転をすることにいたしました。

○白川委員

次に、移転先を決めるための条件などがあれば挙げていただきたいということだったのですが、これはもともと既に博物館の資料が一部あるからということも一つの理由として、追加で移動するという解釈でよろしいでしょうか。

○(教育)生涯学習課長

いろいろな場所に分散しておくよりも1か所にとというのが、まず一番の理由ではありますが、あとは、スペース的な問題が確保できるとか耐震性、雨漏りの問題もないというような心配がないことも条件になっているかと思います。

○白川委員

スペース的にも、耐震構造的にも問題ないというところで理解いたしました。

次にお聞きしたかったのが、収蔵場所の移転について、少し前の話になるのですが、江別市での問題が確認できたのですが、この問題について押さえているようであれば、その内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

○(教育)総合博物館副館長

報道されている内容が実態を現しているものではないと聞いております。今回の江別市の問題は、大量の資料廃棄を行ったこと、その廃棄の理由について公開しなかったことが課題と考えております。

現在では、廃棄した資料のリストは常態から公開されておりますので、これに基づいて江別市の議論があると考えております。

○白川委員

私が報道で見た内容だと、もともと収蔵庫として使っていた建物がアスベストの飛散の可能性があるということで、新しいところに移動するときに、収蔵していたものにもかかっている可能性があるということで移動できなかったところから廃棄したことを事後報告という形で公表したという部分があったと受け止めているのです。

こういった問題について、やはり、市民の方から御厚意で頂いた資料というものについては、しっかりと保管されるべきだというふうに考えるのですが、この石山収蔵庫並びに旧北手宮小学校の躯体の有害物質含有、つまり、アスベストの危険性について、調査結果などがあればお示しいただけますでしょうか。

○(教育)生涯学習課長

江別市については、古い倉庫みたいな建物を取り壊した際にアスベストが含有していたということで、取壊しのときにアスベストの含有物が収蔵していたものにかかったということで確認をしておりました。石山収蔵庫と旧北手宮小学校の両方の建物については、躯体にアスベストが使われている場所はないことが確認されておりますので、江別市のような危険性はないというふうに考えてございます。

○白川委員

先ほどの御答弁の中でも、雨漏りの危険性はないという発言もあったかと思うので、その辺についても安心いたしました。

次に、保管方法についてお伺いしたいのですけれども、現在の石山収蔵庫での保管方法についてお聞かせいただけますでしょうか。

○(教育)生涯学習課長

埋蔵文化財と博物館資料を保管しているのですけれども、埋蔵文化財については、土器ですとか石器など、細々とした小さいものがたくさんありまして、それについてはコンテナボックスに入れまして、今は少し雨漏りなどもあるものですから、雨の影響がないような保管方法でコンテナボックスを積み形で保管しております。

また、博物館の資料については大きさがまちまちでして、一定の方法はないのですけれども、旧石山中学校にはスペースがございますので、積み上げたり、壊れたりすることがないような方法ですとか、雨漏りなどの影響がない部屋などにまとめて、並べて収蔵しているという状態でございます。

○白川委員

石山収蔵庫での埋蔵文化財及び博物館資料の保管状態については、どうなっていますでしょうか。

○(教育)生涯学習課長

埋蔵文化財については、先ほど少しお話ししたとおり、破片などをビニールに入れた状態でコンテナボックスに入れて保管をしているというのがメインでして、あとは、復元した土器などについては、棚に置いたり、また、床に置いたり保管しているところがございます。博物館資料もそうなのですが、雨とか汚れなどがつかないような配慮はしているものの、特に、例えば、布をかけたりとか、ガラスケースに入れたりというような保管はしてはおりません。

○白川委員

これはちなみに、移転先の旧北手宮小学校での保管方法はどのように決まっているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(教育)生涯学習課長

大まかに言いますと、重いものが多い埋蔵文化財については、旧北手宮小学校の体育館に置きまして、校舎側には博物館資料を置くというふうに考えてございます。また、棚なども活用しながら、今よりも限りあるスペースを有効活用できるように保管をしていきたいというふうに考えておりますけれども、基本的には、今の旧石山中学校と大きく保管方法は変わらないというふうに考えてございます。

○白川委員

次の質問に行きたいのですけれども、埋蔵文化財及び博物館資料を劣化させてしまうような主な原因としてどういものが挙げられるか、押さえていらっしゃいましたらお聞かせください。

○(教育)生涯学習課長

劣化させてしまう原因として、やはり大きいのは水だというふうに考えていまして、雨漏りですとか、それに付随するかもしれませんけれども、湿気が多いということも劣化の原因と押さえてございます。

○白川委員

ほかの自治体では、どういうふうにこういった収蔵物を管理しているのか、参考としている方法があればお聞かせいただけますでしょうか。

○(教育)総合博物館副館長

ほかの自治体に関してなのですが、課題としては、温湿度管理ができる専用収蔵庫というのが望ましいと考えておりますが、それも完備している自治体は、極めて少数ということを把握しているところであります。

○白川委員

管理について、私も他都市の事例を調べてみたのですが、埼玉県立歴史と民俗の博物館というところがあるのですけれども、そこでは複数の収蔵庫を設けて貴重な資料、12万点を超える数を保管しているそうです。その収蔵庫の一番の目的が、資料の保全であるとして、貴重な資料を後世に伝えるために、収蔵庫は、いずれも空調設備によって、資料の保全に適切な温度、湿度が保たれているということでした。この空調管理については、ほかで東京国立博物館でも、文化財にとってベストな温度と湿度を決めているということでした。適切な温度については、そもそも文化財は何のためにあるのか、何のために使うべきなのかというところから導かれた基準で、室温は20度前後になっているそうです。湿度については、文化財と構成する素材ごとに状態を安定的に維持できる数値が研究されていて、その結果、大体、相対湿度で50%から60%が最適とされているというふうに言われております。

次に、寒暖差が多い北海道、本市について、この空調管理という部分が結構重要なのではないかとというふうに考えるのですが、この石山収蔵庫での温度基準、湿度基準はどうだったのか。また、旧北手宮小学校での温度基準、湿度基準をどのように設定するか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(教育)総合博物館副館長

石山収蔵庫、旧北手宮小学校とも温度、湿度管理については行っておりません。ただ、温度、湿度管理が必要な資料については、小樽市総合博物館本館、小樽文学館に置いて保管するように心がけております。

○白川委員

石山収蔵庫も、移動する予定の旧北手宮小学校も、基本的には影響ないものを移動するという認識で受け止めました。

次に、空調設備に影響を及ぼすという部分で、扉の開閉があるのではないかとというふうに思ったのですが、日常的な職員の出入りに関してはどのように行われているのか、入退室の手順について、これは念のためにお伺いしたいと思います。

○(教育)総合博物館副館長

旧北手宮小学校になりますけれども、週1回程度、職員が定期的に入出入りして、収蔵資料について確認を取るようになっています。

○白川委員

次に、収蔵品の使用方法についてお伺いしたいのですが、埋蔵文化財及び博物館資料を展示品として活用する場合、それが可能なものと、そうでないものの判断という部分はどうか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(教育)総合博物館副館長

企画によって展示する資料については変更があります。その企画に適した資料を収蔵資料から選ぶ形で展示しているところであります。

○(教育)生涯学習課長

埋蔵文化財の資料についても、展示品として小樽文学館と小樽市博物館の中に展示しているものもございますけれども、埋蔵文化財は、大半が、ばらばらと壊れた状態で出土するものが多くて、それがきちんと形として復元されたり、さらに、その使い方がイメージできるようなものを展示するという形にしているところでございます。

○白川委員

先ほど例に挙げた東京国立博物館なのですが、文化財は多くの時間を収蔵庫で保管して、時々、展示室に陳列するという流れらしいのですが、長時間展示していると傷んでしまうというところから、展示物を入れ替えて収蔵庫に戻すということを繰り返しているようでございます。

本市では、様々な企画展を開催していると思うのですが、埋蔵文化財及び博物館資料の展示と収蔵のサイクルというものはどういう感じになっているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(教育)総合博物館副館長

展示についてでありますけれども、企画展に関しては、最長3か月をめどに展示して、常設展示については10年に1回のサイクルを考えてやっております。

ただし、これも展示のテーマによっては変わりますので、はっきりしたことは言えないところであります。

○白川委員

次に、埋蔵文化財及び博物館資料についてなのですが、具体例としてどういうものがあるか、何点ほど収蔵されているものなのでしょうか。

○(教育)総合博物館副館長

資料につきましては、鉄道車両、昆虫、動植物など様々なものがありまして、点数については約10万点になっております。

○(教育)生涯学習課長

埋蔵文化財関係の具体例としましては、先ほども申し上げましたが、土器や石器が中心でございまして、それ以外にもいろいろな報告書などの書籍関係を保管しているところがございます。

正確な資料の点数というのが十分把握できていないのですが、コンテナボックスに入れた状態で4,000箱以上ありますので、その中に何十点、数十点の資料がそれぞれに入っているという状況でございます。

○白川委員

博物館資料で10万点ほどで、埋蔵文化財でコンテナ4,000箱以上というところで、相当あるようなイメージを持っているのですが、この量というのは、一自治体として管理している数としては多いものなのでしょうか。

○(教育)総合博物館副館長

博物館に関しては開館後67年経過しております。開館が長い時期もありますので、ほかの館と比べて収蔵資料については多いものと認識しております。

○(教育)生涯学習課長

埋蔵文化財については、例えば、函館市ですとか千歳市など遺跡がたくさんあるまちがほかにございまして、開発行為が行われるたびに発掘作業をすると、小樽市よりもはるかに多い点数の出土があるというふう聞いておりますので、埋蔵文化財関係については、特別、多くはないというふう認識をしております。

○白川委員

ちなみなのですが、令和4年度の財産内訳書を確認したのですが、記載されている点数が、先ほどいただいた御答弁からは全然、数字が違って、博物館で16点という内容だったのですが、先ほどの御答弁との差というのは、どのように考えればよろしいでしょうか。

○(教育)生涯学習課長

博物館の資料については、寄贈を受けたものが中心ですし、埋蔵文化財についても地中から発掘されて出てきたものが中心ですので、それぞれ財産台帳には登録をしていないということもございまして、財産内訳書の数とは大きな差があるというふうになってございます。

○白川委員

次に、収蔵品はどのような経緯で追加されるものなのでしょうか、お聞かせください。

○(教育)生涯学習課長

埋蔵文化財の収蔵品というのは、発掘調査をした際にそれを収蔵していくというイメージになるのですが、発掘調査というのが、例えば道路工事や住宅の建築工事をする際に、そこが埋蔵文化財の包蔵地に当たっている場合に、事前に調査をするというふうになっております。

ただ、近年はそのような調査もしておりませんので、この埋蔵文化財の収蔵品が増えているという経緯もなく、

この後もどのようになるか分からないのですけれども、増えるという見込みは、今は持ってはおりません。

○(教育)総合博物館副館長

収蔵品については、新しい収蔵品が追加された場合の取扱いなのですが、皆さんから情報が得られまして、そして、学芸員で調査・研究などを進めまして、それに基づいて新しい収蔵が寄贈される形で増えていくということとであります。

○教育部長

博物館資料については、まずそういった情報をいただいて、博物館に寄贈というのが最近は多いと考えられますけれども、その物を博物館の学芸員で博物館資料とすべきかどうか調査しまして、博物館資料とすべきということになった場合、博物館資料として追加していくというような流れで考えております。

○白川委員

次に、埋蔵文化財及び博物館資料の中で、展示できないもので、大きさ、重さ以外を理由としたものはあるものなんでしょうか。

○(教育)総合博物館副館長

展示できない資料については代表質問の答弁でもありましたけれども、大きさ、重さ以外で展示できない理由についてはありませんし、そういう物理的なもの以外は展示できないものはないです。

○白川委員

埋蔵文化財及び博物館資料は年間で、ざっくりで結構なのですが、例えば、3年平均とかで何点ほど増えているのでしょうか、お示してください。

○(教育)総合博物館副館長

資料数が増えている年間の数なのですが、過去3年の平均で1年で30点ほどになります。

○白川委員

基本、本市にゆかりのあるものが埋蔵文化財及び博物館資料になるのかというふうに考えるのですが、市外から寄贈されたり、購入したりしているものもあつたりするものなんでしょうか。

○(教育)総合博物館副館長

原則的には小樽市にゆかりのあるものということになりますけれども、当初、小樽市にいた場合で、その後、転居とか、子孫である小樽市外の方から寄贈を受けることは、結構あります。

○白川委員

それは寄贈される方が市外に行ったことで、市内にゆかりのあるものを寄贈されたということです。

次に、先ほど博物館資料が年間で30点ほど増えているという御答弁もありましたので、時間がたつにつれて今後、収蔵物というのは増えていくのではないかと。

新しく収蔵物が追加された場合の取扱いというものはどのようになっているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(教育)総合博物館副館長

今後も増えたときの取扱いになりますけれども、新しく工事しております旧北手宮小学校に保管していくことを考えております。

○白川委員

それは、今後、移転する先の旧北手宮小学校がスペース的に余裕があるという認識でいいのかということだと思いますが、今後、懸念されるような報道を私は目にしたのですけれども、日本博物館協会が平成31年に全国の施設を対象に実施した日本の博物館総合調査によると、収蔵庫の使用状況について、9割以上になっていると。または入り切らない資料があると回答した博物館が57.2%に上っていたそうです。少し古い情報なのですが、こ

これは前回調査している平成25年より10.7ポイントと上昇したとの報道がありました。全国の約6割で収蔵庫が満杯状態という状況になっております。

本市での状況は、問題ないという認識でよろしかったでしょうか。

○(教育)総合博物館副館長

容積があるところに引っ越しするので、本市では問題ないと考えております。

○教育部長

今の旧北手宮小学校のスペースは、まだ余裕があります。ただ、年間平均30点だとか、埋蔵文化財がこれからどんどん出てくると、いろいろ整理をしていかななくてはいけないですけども、今のペースからいくとまだ、相当年数は大丈夫というふうに思っています。

また、収蔵の仕方として、先ほど棚ということも出てきましたけれども、そういった工夫をしながら考えていくと、今、せっぱ詰まったという状態ではありません。

○白川委員

次に、旧北手宮小学校を使用することで、どれぐらい先までの期間、収蔵が可能と見込んでいるか聞きたかったのですけれども、今、御答弁いただいたので、安心いたしました。

次の質問なのですが、今後、また石山収蔵庫を収蔵庫として活用する予定はあるのでしょうか、お聞かせください。

○(教育)生涯学習課長

旧石山中学校を収蔵庫として活用する可能性は、ないものというふうに考えてございます。

○白川委員

次に話すことも少し報道を引用させてもらうのですが、博物館に詳しい法政大学の金山喜昭教授が、スペースがないために新たな資料収集や寄贈の受入れができない施設が増えている危機感を募らせているという話がありまして、スペースを確保するために廃校の学校を収蔵庫として使う博物館も増えていると言います。これについては、本市が該当するのではないかというふうに思うのです。

続いて報道では、ただ、廃校が離れた場所にあるケースが多くて、金山教授は、結局は放置されたままになってしまって、保存状態もいいとは言えないのではないかと。学芸員も不足している。このヒト・モノ・カネのどれも適正に配置されていない、行政は収蔵資料が公共財であることを認識して、しっかり管理できる状態を整えるべきではないのかと指摘するとありました。

ここで質問なのですが、このヒト・モノ・カネの適正配置という部分で、本市に照らし合わせるとどのように考えられるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(教育)総合博物館副館長

他都市で廃校を使うところが増えているか、保存状態が悪いという話なのですが、それについては、きちんと管理する必要はもちろんありますので、資料はきちんと管理する形でやっております。

○教育部長

冒頭、旧北手宮小学校をなぜ活用するかという質問があったかと思うのですが、実は、このときに閉校となった学校が1校だけではなくて複数校あったのですが、その跡利用にということも兼ねながら、実は総合博物館に距離的に近いので行き来がしやすいといった部分も考慮して、旧北手宮小学校と考えたわけです。

今、人員配置とかお金の面の話があったのですが、輸送というか移動に時間がかからないというところの中で、学芸員が収蔵資料を探しやすいという中では、現状の中で無理がないものというふうに思っております。

○白川委員

続いてなのですが、ほかの自治体での事例を紹介させていただきたかったのですが、鳥取県北栄町

というところで、北栄みらい伝承館という施設があるのですが、ここで資料整理が進まずに収蔵品が膨れ上がっていたそうです。北栄町は平成30年に新たに資料収集基準を策定して、既に収集している資料と同種及び同等未満の資料は収集しないと取り決めて、同館で収蔵していた民俗資料の4分の1を除籍したとのことでございました。

ここで質問なのですが、本市では埋蔵文化財及び博物館資料を除籍したことはあるのでしょうか。あるとしたら、具体的にどのようなものが、どういう理由から除籍になったか、お聞かせください。

**○(教育) 総合博物館副館長**

資料を除籍したことはあります。その理由なのですが、紙資料で、もう古くて使えなくなったとか、開かなくなったものがあります。そういうものについては除籍とか廃棄処分をした形を取っております。

**○白川委員**

除籍になった埋蔵文化財とか、博物館資料が最終的にどうなるか聞きたかったのですが、処分されるということですか。

今後、除籍対象となり得る埋蔵文化財及び博物館資料はどのぐらいあるのでしょうか、あればお示しください。

**○(教育) 総合博物館副館長**

現在、小樽市総合博物館では、除籍対象になる資料はないです。

**○(教育) 生涯学習課長**

埋蔵文化財についても、基本的には報告書に出ているものについては廃棄することはできないというふうになっていますので、除籍するものはないというふうにご考えてございます。

**○白川委員**

最後になるのですが、これも一つ提案としてお話しさせていただきたいのですが、収蔵庫の満杯状態について満杯を解消するために収蔵品を放出する例もあるとのことでございました。先ほど挙げました北栄みらい伝承館が希望者に処分する収蔵品を無料で譲渡すると広報したところ、県内外から2,580件の応募が集まって、473点の収蔵品が譲渡されたようです。

こういった試みは今までなかったようでございまして、先ほど名前を出しました金山教授も、保管の基準を定めた上で資料を処分することも念頭に置いた議論を検討することが今後、望ましい部分もあるというふうにおっしゃられておまして、今後のことを考えると、価値ある埋蔵文化財及び博物館資料をしっかりと環境で保全して、それを収蔵庫が満杯になることによって保全状態が悪くなることを避けるために、こういった北栄町の取組を参考にするのは、一例としていいのではないかとこのように考えるのですが、これについてお考えをいただいて、私からは最後にしたいと思います。

**○教育部長**

いろいろ御質疑いただいている中で、旧北手宮小学校のスペースがまだあるということの中で、今、持っているものを外に放出するないし廃棄するという考え方は、今のところありません。

ただ、今、年間平均30点という話の中で、例えば、価値があって収蔵しているのだけれども、同じものを寄贈してくるというお話があったときに、それは、3点、4点と複数にする必要はないでしょうということで、慎重に検討するにはお話しさせていただいております。

**○委員長**

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時55分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎新総合体育館について

それでは、新総合体育館について伺います。

まず、昨年の第4回定例会に小樽市新総合体育館基本計画の案が示されましたけれども、こちらが基本計画になる策定期間というのはいつ頃になるのか、お聞かせください。

○(教育)近藤主幹

基本計画の策定期間につきましては、基本計画につきましては、昨年12月末から1月末にかけてパブリックコメントを実施いたしまして、その結果を反映した内容で、さらに2月15日の教育委員会第2回定例会における議決をもって現在、策定した状態となっております。

○面野委員

それでは、パブリックコメントの公表時期についてはいつ頃になるのか。

また、同じ質問になってしまうかもしれないのですが、案から策定された2月15日、こちらの内容についての変更点を、もし差し支えなければお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○(教育)近藤主幹

パブリックコメントの内容の公表につきましては、今回の総務常任委員会で報告予定でございまして、その後、速やかに公開する予定でございます。

パブリックコメントの意見を受けた修正点については、2点ほどございましたけれども、いずれも軽微なもので、1点は語句の修正というような内容で、もう1点は図面の追加がございました。

○面野委員

それでは、令和6年度の予算に計上されております、新総合体育館整備事業費について伺ってまいります。

まず3本立てで総合体育館関係の事業費が上げられていたのですが、その中から、整備事業費ということで65万円、それから、整備事業者選定事業費として約3,000万円が計上されておりましたけれども、それぞれどのような事業で予算の使途が組まれているのか、お聞かせください。

○(教育)近藤主幹

まず、65万円の予算につきましては、体育館を整備する事業者を選定する事業者選定委員会というものを立ち上げますので、こちらの報酬ですとか事務経費といったものを計上してございます。

一方の約3,000万円の予算につきましては、新総合体育館の整備を担う事業者選定作業において、コンサルタント会社からの専門的な知識による支援を受けますので、この委託料を計上してございます。

○面野委員

次に、事業者選定の業務フローについてお伺いしたいのですが、以前に示された基本計画案の中では、令和6年4月から令和7年12月ぐらいまでで事業者選定の期間の表が出ていたと思うのですが、ただいま予算の使途についてお答えいただいた内容と併せて、業務フローはどのような組織が関わって、このタイミングで、こういうふうを選定を行っていくというスケジュール感のようなものをお示してください。

○(教育)近藤主幹

まず事業フローにつきましては、DBですとかDBOといった方式によって若干、異なってまいりますけれども、一般的な流れでお話しさせていただきますと、まず、新年度に入りましたら、事業を支援するコンサル会社の選定を行います。およそ1か月程度かかりますので、実際に事業が本格的に動き出すのは5月頃からになります。

最初にやる作業としましては、募集要項ですとか、新総合体育館に求める様々な機能を記載した要求水準書といった書類があるのですが、こういったものを時間をかけて作ってまいります。この内容についても、立ち上げた識者等で構成される選定委員会の方々にも内容を見てもらいながら進めてまいります。年末の12月ぐらいまでにはこういった資料を取りまとめ、年明けから事業者を公募するというようなスケジュールを今、想定しています。

年明けから事業者公募を開始しまして、ここから数か月間は時間を要しますので、ここで年度をまたいで、令和7年の春頃から、今度は事業者の審査を開始いたします。こちらの審査にもまた数か月、要することになりますので、令和7年の秋頃までに事業者を選定し、仮契約を経て、最終的には令和7年の末、12月頃に事業者と本契約を結ぶといったフローを想定しています。

○面野委員

そのフローの中で、議会へ予算なり、契約なりの議案としての上程はどのタイミングでしょうか。

○(教育)近藤主幹

この間の上程については、議会との絡みになりますが、議決事項としましては、想定しているのは、まず、年明けの公募前に、債務負担行為になりますから、第4回定例会で議決いただくということが一つ大きな部分であります。

その後、最終的に、その1年後に事業者と本契約を結ぶことになるのですが、事業費が高額なものですから、その際も議会の議決を経ると、この二つが大きな点であるところでございます。

○面野委員

それでは、先ほどフローの中で御説明をいただいた、公募の前にいろいろな資料の条件を確定させてから公募が開始されるということなのですが、要求水準書というような資料のお名前が出てきましたけれども、公募の条件として、例えば施設機能、あと災害防災の観点、それから、エネルギー関係などが基本計画案の中に示されておりましたけれども、この辺を図面とかパースみたいなものを乗せて条件として公募に出すのか、その辺についてはどのようなイメージで公募になると捉えていけばいいか、お聞かせください。

○(教育)近藤主幹

実際に公募に当たって、諸条件を記載するのは、先ほど申し上げました要求水準書という書類の中に新しい体育館についての機能を書いていくのですけれども、基本は策定した基本計画がベースになるのですけれども、これを基に様々な条件を要求水準書に、箇条書のような形で記載していくということになります。

この中では、例えば平面図といったものを記載している例は見えていないです。それはやはり、自由な発想で事業者には提出提案していただきたいので、あくまで基本計画は参考資料という形で、そういった図面までは書かず、条件を様々書いて、それの中で自由な発想で提案していただくといった形を想定しております。

○面野委員

次に、令和7年1月ぐらいから公募が始まるわけですが、応募のあった企画自体を公開できるタイミングはあるのかというふうに疑問に思っております。というのも、例えばなのですけれども、新幹線の新駅の駅舎デザインみたいなものはアンケートを取られていたと思うのですけれども、何かそんなイメージで、市民の皆さんにも、今こういう体育館のアイデアというか、デザインになるのか、内容はさておき、そういった形で市民の皆さんが自分事というか、参加できるような、何か開示を含めて取組を進めてはどうかというふうに思ったのですけれども、そういったことは可能なのでしょうか。

## ○教育部長

新幹線の新駅のお話も出ましたけれども、新総合体育館の整備に向けましては、今後、事業者選定、設計等が進んでいく中で、市民に関わっていただくということが本当に重要だと思っております。

委員からお話いただきました新幹線の新駅については、3案お示しして御意見いただきましたし、学校の例でいくと、小学校の改築、新しく建て替えたときには、壁材ですとか、色といった部分を学校に意見を聞いたりしています。

ですので、新総合体育館につきましても、何案かパースをお示しして、市民からの御意見をいただきながら進めたいというふうには考えておりますけれども、先ほど少し聞き取れなかった部分があって、提案して、落ちた方々の企業のを外に出すというのは、できないかと思っておりますけれども、選定した事業者に、そういったことをやっていただきながら、市民からの御意見をいただいきながら、市民と関わっていきたいというふうに思っておりますし、また、一つ前提にはなるのですけれども、事業費が膨らんだり、工期が伸びないという中で、例えば、レイアウトについてもお示しできないか、検討していきたいというふうには思っております。

## ○面野委員

やはり建設する前、企画の段階から、市民の皆さんにも何か関心を持っていただくということが、多分、運営後の利用者増とか、関心にもつながってくるのであろうというふうに私も思っておりますので、今、様々、ホームページとか広報、SNSという手法も、もちろん継続的には必要だと思っておりますけれども、何かそういった新たな形が見えるような周知の仕方というか、参加型のようなアクションというのも一つ考えていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

## ◎EBPMについて

次に、EBPMについてお伺いしたいと思います。

私もこの間、各省庁のガイドラインですとか、学術的な論文、それから、有識者のシンポジウムの動画など幾つかコンテンツを確認してきたのですけれども、やはり、なかなか難しい考えだというのが正直なところです。また、間違っってEBPMというものを認識しながら、このスキームといいますか、やり方を進めてしまうと、何ら従来と変わらないものになってしまうおそれもあるということで、結構これを取り入れるには、やはり、相当の知識、見識みたいなものを持ち得て臨んでいかなければいけないものなのだと、現状では私としては、一応そういうような形で押さえております。

それで、EBPMをやる上で幾つか必要なフェーズがあるのですけれども、やはり、まず現状と課題を把握すること。それから、どのようなデータを選択取得して、その取得したものをどうやって根拠として導いていくのか。そして、データの分析で、エビデンスレベルの妥当性をどこに位置づけていくのか、さらに、それを基に政策立案していくといった大きな流れになるものが多分、EBPMという手法だと思うのです。

その点でまず、職員の皆さんの理解度というのがどれぐらい進んでいるのかをお伺いしたいのですけれども、例えば、特定の部署とか、特定の役職に対して、ターゲットを定めて研修などを行っているのか。それから、研修のほか、理解度を深める取組などは何か行っているのか。または、この研修に対して希望者を募ったりしているのかなどといった観点も含めて、庁内でのEBPMの理解の向上についてどのような取組を行っているか、お聞かせいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

## ○(総務)職員課長

EBPMの理解向上に向けた取組ということで、研修が一番にイメージされるということなので、まず、研修ということでお話しさせていただきますと、令和4年度、5年度で、庁内にて外部講師を招いた形でEBPM研修というのを行ってございまして、これは課長職から係員まで、4年度13名、5年度14名が参加しております。

内容としては、EBPMの考え方、活用や分析のスキルを取得するというのが目的でありまして、特定のタ

ーゲットということではなくて、希望する職員全体に対して、まずはE B P Mというものを理解することが主な目的ということで実施してきたところであります。

また、地方公共団体情報システム機構が提供しているオンラインの動画研修で、データ活用入門セミナーというE B P M的な要素があるセミナーがありまして、これも含めさせていただくならば、令和3年度から5年度までの3年間で合計23名が受講しているというような状況でございます。

あと、研修以外の取組ということで申し上げますと、E B P Mの理解度を向上する取組ということから少しずれるのかもしれませんが、実際のデータ活用ということに関連して、職員提案制度をやっている中で、昨年7月に提案推進月間ということでやったのですけれども、その中でD S . I N S I G H Tを実際に活用した事務事業に関する事業提案というテーマで提案募集をしたことがありまして、これには3件の提案があったという状況です。

今、理解度がどのぐらい進んでいるかということで申し上げますと、先ほど申し上げた受講者の数もあるのですけれども、まずは入門的な部分の内容を広く周知することに努めているというような段階なのかと思っております。

#### ○面野委員

各省庁でも、政策立案総括審議官という専門的な審議官、行政官を置いてE B P Mの取組を進めているというのが、調べたらこのE B P Mの有効的な実践につながっているという実態があるようなのです。

少し話を変えまして、令和5年第1回定例会で市長の提案説明の中に、効果的な施策やE B P M推進を図るための実証事業を行いますということで、令和5年度にE B P Mの推進について、ビッグデータ活用実証事業というものが行われていたのですけれども、こちらについて、どのような事業で、この事業によって得られた成果物というものが現時点で分かればお聞かせいただきたいのですが、お願いします。

#### ○(総務) デジタル推進室今井主幹

ビッグデータ活用実証事業についてですが、人々の一次情報や検索キーワードといった統計データから得られた情報を施策の基本資料として活用できないかということで、これらを可視化できるシステムを導入したものです。

具体的な成果物としましては、産業港湾部で中心商店街周辺滞在量調査を行った際に、商店街にどれだけの人が滞在しているか、このシステムの位置情報の分析データを活用して調査をいたしました。

#### ○面野委員

たしか、前回の定例会の経済常任委員会で御報告をいただいた内容のことだと思うのですが、今定例会で市長の提案説明の中に、観光面においてE B P Mによる戦略的な施策展開に今年度はつなげていくということで、予算を見てみると観光入込調査デジタル技術活用事業というものが新規事業として計上されておりましたので、きつとこのことなのだろうということで私は推測しています。

それは経済所管の委員会でも聞けますので、そちらで伺うとして、もし分かればなののですが、先ほど研修を受けた方が13名、各年度15名ほどがいらっちゃって、今回の観光入込調査デジタル技術活用事業費の担当部署に、その研修を受けた職員がいるか、いないかというのは今、分かりますか。

#### ○(総務) 職員課長

具体的な受講者は今、持っていないものですから、この場でお答えできません。

#### ○面野委員

次には、やはり、先ほど私が申し上げたように、E B P Mという手法は専門的な人材が必要だというふうに感じてもらいまして、以前、高橋龍議員が、政策立案をする専門職の配置をしてみようという御提案をしたときに、市長の答弁としては、職員研修を通じて意識づけをまず図っていくということで、多分、現状やられている研修といったことを含めた取組だと思うのです。やはり、行く行くはE B P Mという手法を本格的に実践していくには、いわゆるデータサイエンティストですとか、データアナリストという方の職業の観点が必要になるというふうに言われております。

担当部署では、日々業務を行っていく、事業を進めていく上で、課題の抽出ということに関しては、多分、向いている業務の一つかというふうにするのですけれども、やはりデータの分析というふうになると、なかなか業務上のスペシャリストが各部署、各係にいるとは限らないので、むしろそういうケースは多分ほとんどないのだろうというふうに思います。

正直、こういったようなデータを取り扱う業務、こういう人材は市役所のように定期的に異動が必要な組織、環境の中では、なかなか育成できないのかというふうに思います。だけれども、これからEBPMをはじめDXの推進ですとか、業務プロセスの改善、こういった行政の幅広い課題を解決するには、まずこういったEBPMという手法を取り入れて、その原点からデータを分析して解決していくというのが、きっと5年後とか10年後になると、もう当たり前の手法になってくるのではないかと。それをいち早く本格的に着手するために、今後、新設される総合政策部において、このEBPMの研究を行うチームというものを配置していただきたいというふうには思うのですが、もしよければ市長のお考えを聞いて、私の質問を終わりにしたいと思います。

#### ○(総務)企画政策室長

行政として事業を推進していくに当たりまして、その事業の基礎となる数値をビッグデータなど、明確なデータを基に設計するなど、これまでも市として行っているところでございますし、今後も重要だと思っているのです。委員が御承知のとおり、本当の意味でのEBPMというのはそれだけではなくて、例えば、ある事業を実施するに当たり、事業の対象とする市民と対象としない市民を二つに分けて、事業を対象とした市民にどれだけ事業効果が現れるか、どれだけ有意な差が現れるかというのをやって初めてエビデンスになるものという考え方もありますから、そういった意味で、行政が行うに当たって市民サービス等に差をつけるのが公平性の観点でどうかですとか、いろいろな視点が必要であります。

そういった意味で作業も複雑になりまして、あと、費用対効果も含めてEBPMを取り入れるべき事業かどうかのところも、かなり難しい部分があるというふうには思っていますし、どのような手法で取り入れるかというのもなかなか判断が難しいと。委員の御指摘のとおり、EBPMはかなりハードルの高いものだというふうには考えております。

また、EBPMは、エビデンス、各自治体が個別に取っていくのがいいのか、それとも、今、他都市でもいろいろなエビデンスというのが集積されていますので、それを活用するという方法もあるかと思うのですが、それにしても、そのまま横展開で小樽市でそのまま使えるのかという議論もありますので、いろいろな課題というものはあるというふうには考えています。とは言いつつ、市としても財源やマンパワーに限られる中で、事業効果を高める上では、EBPMの考え方というのは今後、求められますし、考えていかなければならないと思っています。

いずれにしても、現時点でチームというお話がありました、直ちにチームとはならないのですが、まずは職員の意識や知識の習得が最重要、最優先かというふうには思います。まずは研修などを通じてそれらを進めていきまして、より理解を深めた上でEBPMの取組方、チームをつくるのがいいのか、それ以外の方法がいいのかなども含めまして、あと、委員からありましたスペシャリストという部分の視点も恐らくないとなかなか難しいのかというのがありますので、研修の講師としてスペシャリストなのか、それとも外部人材という形を何か検討するのも含めまして、時間がかかるとは思いますが、研究してまいりたいというふうには考えております。

---

#### ○高橋委員

##### ◎EBPMについて

まず冒頭、今、面野委員から質問がありましたEBPMに関して、私も非常に興味を持っておりますので、ぜひ進めていただきたいと思うところがございます。

##### ◎運河プラザについて

まず1点目、代表質問の中から運河プラザに関してお伺いをいたします。

公募についてですが、4月5日からの公募に向けて、市が付す条件等を示されていて、拝見いたしました。また、概要に関しても、本会議等でもお答えをいただいていますし、大きな方向性というのは理解しているというふうに思っています。

他方、運河プラザの今後に関しては、署名活動が行われたり、中村吉宏委員長も御尽力しておいででしたけれども、その御署名というのが1,500筆を超えて、一昨日、市に提出をされたというふうに伺っております。同時に、今後の活用案に関しての御意見というのも付されていて、その中身を私も拝読いたしました。そうした御意見とも関連して、幾つかお聞きをしていきたいと思えます。

運河プラザ三番庫、つまり正面玄関から入って左手側、喫茶一番庫の奥のホール部分でありますけれども、この部分も貸出しをするという予定で、条件の中では、その使い方というのは限定されていません。中庭の部分についてもまた同様です。

それを考えると、今の使い方と全く別の用途といいますか、活用方法になるということもあり得るということで確認をしてよろしいのでしょうか。

#### ○(産業港湾) 観光振興室新保主幹

このたびの旧小樽倉庫の貸付けに当たりましては、一番庫に、市民や観光客が自由に休憩できるフリースペースや、誰でも利用できるトイレを確保することを条件としておりますが、一番庫以外の使い方には条件を付していないため、事業者からの提案内容により、現在とは全く別の使い方となることもあり得ると考えます。

#### ○高橋委員

つまり、今のホール機能みたいなものが失われるという可能性もあるということですね。

ここで、三番庫がどのようにこれまで利用されてきたのかということをお聞きしていきたいのですが、まずは三番庫の利用状況に関して、近年の年間の稼働率がどうなっているのかということ、ここ数年の平均など、概算でも結構ですので、お示しをいただければと思います。

#### ○(産業港湾) 観光振興室新保主幹

三番庫の年間稼働率につきましては、平成30年度から令和4年度までのうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用の制限がされていた令和2年度と令和3年度を除く平成30年度、令和元年度、令和4年度の3か年の三番庫の年間稼働率の平均は45.0%となっております。

#### ○高橋委員

それでは、年間の稼働率ではなくて、今度は1年間の中で繁閑の差がどうなっているのかということを見てみたいのですが、月別の稼働率に関して、これも平均等で結構ですので、お示しください。

#### ○(産業港湾) 観光振興室新保主幹

三番庫の月別の稼働率につきましては、同じく平成30年度から令和4年度までのうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用の制限がされていた令和2年度と令和3年度を除く平成30年度、令和元年度、令和4年度の3か年の三番庫の月別の稼働率の平均は、4月が28.9%、5月が50.5%、6月が72.2%、7月が69.9%、8月が45.1%、9月が57.8%、10月が48.4%、11月が38.9%、12月が31.2%、1月が40.9%、2月が40.5%、3月が16.1%となっております。

#### ○高橋委員

この運河プラザの三番庫は、昨年そして本年と、小樽雪あかりの路の時期にはボランティアルームとして活用されていますし、その他の会議等を含めると、個人で数えてみても年間30回ぐらい利用させていただいているというハードユーザーなのですが、申し上げたほかにも、セミナーであるとか、国際交流の場であるとか、アート展みたいなものとか多岐にわたる使い方がされているというふうに認識をしています。それはつまり、利便性が非常に高

ということを表しているのだと思うのです。

利用目的について、どのようなものが多いのかをお聞きします。その上で、この三番庫の機能を代替する場というのは、近くでどこが挙げられるのかということも併せてお示しください。

○(産業港湾) 観光振興室新保主幹

令和4年度における三番庫の利用目的についてですが、展示会や会議、講演会の開催、制作体験の開催といったことに多く利用されております。また、三番庫の機能を代替する場として、令和7年度に完成する観光船ターミナルや小樽文学館、小樽美術館、マリンホール、いなきたコミュニティセンターが代替となる機能を持っている施設であると考えております。

○高橋委員

次に、今回、改修費が計上されているのですけれども、その予算では、電気系統など最低限の工事をして、建物としては現状有姿での貸出しということですか。

借主が決まった後で、その事業内容に合わせて改めて工事をするということになりますが、ここに対しても少し懸念がありまして、建物を今の姿から大きく変更させるということが可能になるかどうかということですか。極端な例として、壁をぶち抜くみたいなことであるとか、内装を今の面影がないぐらい手を加えることもできるということなのでしょうか。

○(産業港湾) 観光振興室新保主幹

旧小樽倉庫は、小樽市の歴史的建造物となっている重要な建物であり、外側が石材、内側が木材を使用する木骨石造が特徴の建物であります。したがって、建物の価値を尊重した提案内容にさせていただく必要があると考えており、応募要項の中で、建物の価値を損なわない旨の条件を付すかどうかは、今後、検討していきたいと考えております。

○高橋委員

今のお答えにもう少し踏み込んでお聞きしたいのですけれども、公募を行うその審査に際して、建物の躯体に対して、やむを得ない場合を除き、不可逆な工事を行うかどうかという観点で審査に反映されるかどうかということをお聞かせいただきたいのと、また、公募の審査員というのがどのような構成になるのか、今の時点でお考えがありましたらお答え願います。

○(産業港湾) 観光振興室新保主幹

提案内容を採点するため、配点の項目に景観や環境という項目を検討しています。

外観につきましては、歴史的建造物に指定されているため、外観を維持し、できる限り創建時の姿を保つようにすることとなっておりますので、その部分を理解した事業者である必要があると考えております。

また、内部につきましては、先ほど申し上げましたとおり、建物の価値を損なわないことが前提となっており、その部分が点数に反映されると考えております。

また、公募の審査員についてですが、まだ決定ではありませんが、現時点では旧小樽倉庫に関連のある職場の市職員で構成したいと考えております。

○高橋委員

事業者は公募で選定されますけれども、事業を運営していく中で、決まった後に、一定事業をやっていく中で、内装の変更をするということなどもあり得ると思うのです。なので、契約の段階でも、入居後に建物の価値を大きく毀損することがないように一定の縛りを設けるなど工夫をしていただきたいと思います。要望したいと思います。

◎指定管理者制度について

次に、指定管理者制度に関して伺います。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズへの対応のため、民間ノウハウを活用することによって、サービス向

上、経費削減等を目的として、民間事業者等が公の施設管理を行うことができる制度であります。本市でもこの指定管理者制度を取り入れている施設は、多くあると認識をしています。

指定管理者の選定については、基本的に公募によるもので、応募された計画に対して審査が行われますが、本市の中で、指定管理者制度によって管理と運営が行われている施設が何件あるのか、小樽市と小樽市教育委員会、それぞれの所管の件数をお示しいただきたいと思いますが、いかがですか。

○(財政) 契約管財課長

本年4月1日の見込みでお答えさせていただきますが、指定管理者制度により管理運営が行われている施設は22件ございまして、そのうち、小樽市の所管施設が20施設、小樽市教育委員会の所管施設が2施設となっております。

○高橋委員

次に、公募に当たって、倍率の高い施設とそうでないところもあるというふうに思いますが、高いところと低いところ、それぞれ幾つか例示いただきたいのですが、こちらはいかがでしょうか。

○(財政) 契約管財課長

直近の状況でお答えさせていただきます。まず、倍率の高い施設ですが、堺町駐車場につきましては、5団体から応募をいただいております。また、総合体育館と塩谷児童センター、いなきた児童館、とみおか児童館は二つの団体から応募がございました。

次に、倍率の低い施設ですが、小樽市鯉御殿、小樽市銭函パークゴルフ場などでは、1団体からの応募となっております。

○高橋委員

次に、選定に関してですけれども、指定管理者の選定において、公募によらないというケースもあって、それは次のように規定されているということで、小樽市公の施設の指定管理者に関する条例です。第2条第2項には次のようなことが書いてありますが、一つ目、公募へ手挙げがなかった場合、二つ目、指定管理者として適切な法人がいなかった場合、三つ目、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、公募によることが適当でないと認める場合、四つ目、前号に準ずるものとして市長が必要と認める場合ということです。

今の三つ目、四つ目に該当する施設が市内のどこが当てはまるのかということ。そして、それらの理由はどういったものであるのかということをお答え願います。

○(財政) 契約管財課長

小樽市公の施設の指定管理者に関する条例についての御質問ですが、まず、同条例第2条第2項第3号に該当する施設ですが、小樽市さくら学園、小樽市事業内職業訓練センター、おたる自然の村、小樽市観光物産プラザ、小樽市銭函市民センター、小樽市総合福祉センター、小樽市身体障害者福祉センター、小樽市夜間急病センター、市営住宅集会所11か所となっております。

また、第4号に該当する施設はございません。

また、公募によらず任意に選定している理由になりますが、小樽市公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針で、公募によらず任意に選定することができる場合を規定してございます。まず、施設の管理に専門的又は高度な技術等が求められ、その技術等を有する団体等が客観的に特定される場合。これに該当するのは、夜間急病センターとなっております。

次に、施設の性格、機能等により、特定の団体を指定することが施設の管理運営に資すると認められる次の場合ということで、まず1番目なのですが、地域協働の政策目的を有する施設の管理運営を行うために地縁団体等に働きかけを行った結果、当該地縁団体又は管理運営を目的として設置された団体を指定管理者としようとする場合ですが、こちらに該当するのが、市営住宅集会所や銭函市民センターなどでございます。

次に2番目になりますが、福祉事業、職業訓練等特定の施策を実施するための施設で、経営の効率化よりも市民団体、事業関連団体等との連携や育成が優先される場合となりますが、こちらに該当するのが、小樽市総合福祉センターや小樽市身体障害者福祉センター、小樽市事業内職業訓練センターなどでございます。

**○高橋委員**

今お答えいただいて、管理者がどの法人になるかで大きく運営であるとか集客に差が生じるという可能性もあるので、一本釣りの場合、選択肢がほかになくなってしまうということで、そうした観点が薄くなってしまわないかという懸念もあるわけです。

これまで公募していない施設をこれから公募にしますということや、その逆で、公募していたけれども、総合的なことを勘案して一本釣りしますという変更をするときに、どのような手続を経る必要があるのかということをお聞きしたいのと、併せてお聞きいたしますけれども、公募の審査を行っているところがどこであるのかということをお聞きしたいのと、さらに、審査の配点がどのように決められているのか、そして、公募の結果を見たときに、施設ごとに配点が異なってきますけれども、その際、留意している点等についてお答え願えますでしょうか。

**○(財政) 契約管財課長**

まず、指定管理者の公募や任意ですとかの選定方法については、小樽市長の補助機関である委員会に関する規則第17条第2項第1号で規定する小樽市公の施設指定管理者選考委員会におきまして審査することになってございます。また、公募の審査につきましても、同委員会が行うことになってございます。

続いて、審査の配点についてなのですが、公募により指定管理者の選定を行う場合には、対象施設の所管課において選考評価表の原案を作成し、選考委員会宛てに審査の依頼を行います。委員会としては、それを受けまして、6名から成る専門委員会におきまして選考評価表の原案を審査いたしますが、この際、施設特有の状況を勘案することや他施設との配点の比較などを行うとともに、配点の修正等を行った後に選考委員会に報告し、その後、選考委員会におきましても、内容について改めて審査を行ってございます。

また、配点について留意することですけれども、施設によってそれぞれ性格が異なってございますので、施設管理に必要な人員配置計画ですとか、防犯、防災などの対策、緊急時の連絡体制や対策、事業計画の内容、管理経費の縮減、収入増対策、管理実績などについて総合的に判断してございます。

また、施設の所管課と調整を行った後に配点を決定しておりますので、いずれにおきましても、適正に審査を行っているものというふうに考えてございます。

**○高橋委員**

最後に1点だけ。今お答えいただいたように、本市において厳正かつ公正な審査が行われるということは信じていますが、審査結果に対して疑義や不服のある場合というのは、規定されているものなのでしょうか。

**○(財政) 契約管財課長**

審査に対しての疑義や不服のある場合の規定ですが、行政不服審査法第7条第1項第3号で、議会の議決を経て、又はその同意若しくは承諾を得た上でされるべきものとされている処分は行政不服審査請求の適用除外となってしまうので、行政手続上、不服審査請求はできないことになってございます。

**○委員長**

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

**○委員長**

自民党に移します。

○中鉢委員

◎看護学校新設の検討終了について

まず、これは決定事項でございますが、確認の意味を込めて質問をさせていただきたいと思います。新たな看護学校設置に向けた検討の終了についてであります。

現小樽看護専門学校が令和7年度末で閉校することに伴いまして、令和8年度より心優会が新たな看護学校を開設する検討がこれまで進められてまいりました。しかし、この検討を終了することが本年2月27日付の文書で我々議会に知らされたところでございます。このことについてお伺いをしたいと思います。

令和4年7月に現小樽看護専門学校に代わる新たな看護学校を心優会が設置することについて、市と心優会、小樽市医師会の三者で連携協力をして取り組むとの覚書を交わしております。当初、新しい看護学校の校舎について、ウイングベイ小樽内に移転の検討を求めたところ、市長は候補地とされる答弁を議会でされました。しかし、昨年10月にウイングベイ小樽への開設に向けた協議を終了し、翌11月に心優会が自ら新築する病院に新看護学校の校舎を併設すると表明をいたしました。

本年1月、第11回の協議会で、市が心優会への支援案を提示したとのことですが、それはどのような内容だったのか、お示してください。

○（保健所）次長

第11回の検討協議会で提案した内容なのですけれども、これまでの市の民間施設に対する補助実績なども参考にいたしまして、まだ議会提案前なので確約はできないという条件で、しかしながら、できる限りの支援を行うということを前提にいたしまして提案しました内容が、イニシャルコストにつきましては、新築、改築いずれの場合においても、北海道の補助金の補助対象経費の4分の1、これは補助対象経費のうちの2分の1が北海道の補助金となりますので、その補助裏、裏負担の半分、ですから補助対象経費の4分の1ということになりますけれども、この金額と補助対象経費とならなかつた経費の2分の1を合わせた額を市の補助金とする。ただし、北海道の補助金の額を上限とするという内容で提案をいたしました。

○中鉢委員

その翌月、第12回の協議会の後、新設校の開設を終了するとの確認をしたことではありますが、この理由として資金不足が挙げられておりますが、心優会の自己負担額、北海道の補助金、市の支援について、それぞれ幾ら計上されたのか。また、その上での資金不足の額、差し支えなければ幾らだったのか、示していただきたいと思います。

○（保健所）次長

支援額の内容なのですけれども、第11回の協議会の中で示したのですけれども、まず、北海道の補助金が、先ほど補助対象経費というお話をしたのですけれども、基準面積と学生の定員に基づいて一定の基準額がありますので、それに基づいて算出した北海道の補助金の補助基準額が約5億2,000万円ですので、この半分の2分の1、約2億6,000万円が北海道の補助金で、これに基づいて市の補助金を算出しますと、約5億2,000万円から北海道の補助金、約2億6,000万円を除いた半分の額の2分の1なので、市の補助金は、まず約1億3,000万円が原則になります。それと、先ほど補助対象経費以外の額の2分の1というお話をしたのですけれども、その分を足したとしても、道の補助金額を上限としますので、市の補助金が上限で2億6,000万円をお示したところです。

そして、心優会の負担額が1億5,000万円から2億円ということでしたので、建築費の概算が約12億円ですから、4億8,000万円から5億3,000万円ぐらいの約5億円前後の不足額が生じるということになります。

○中鉢委員

細かな数字の御提示ありがとうございました。

それで、新築に多額の費用が生じることで、既存の代替施設の買受け、借受けを検討したようでございますが、候補に挙げられた代替の施設というのはあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○(保健所)次長

具体的な施設名は申し上げることはできないのですが、市内で候補に挙げた施設はございます。

○中鉢委員

今、看護学校を開設している現有施設の場所での新たな開設という検討は行われたのかどうなのか。行われなかったのはなぜなのか、その辺りをお聞かせいただけますでしょうか。

○(保健所)次長

今の校舎ということだと思いますけれども、検討はしたのですけれども、まず、大幅な改修が必要になる。それから、新しい看護学校として想定していたのは働きながら通うという学校ですので、働きながら通うには交通の利便性が高い場所である必要があると。しかしながら、新たな看護学校に通う学生は当然、車を持っていない学生が多くなると思いますし、今の場所は、立地的に交通の利便性が良好とは言えない立地であるというふうに判断いたしました。

○中鉢委員

この先、新看護学校が開設できないことについて、懸念があるわけですが、現看護学校の教員の方々、新設の看護学校でもお務めいただくような方向で検討していたと思いますけれども、この教員の方々は今後どうなるかというのを市で把握していればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○(保健所)次長

現時点で詳細なところは聞いていないのですが、今後、運営法人で検討されるものと認識しております。

○中鉢委員

新看護学校が開設できない場合、今後の看護人材不足というのがさらに深刻化していくことが懸念されます。たださえ、決して看護人材が充足している状況にはない市内の医療現場において、それはなおのことであるというふうに思います。

この点、市では、医師会のほか関係機関、団体の協力をいただきながら、令和6年度の早い時期に小樽市看護職員確保対策協議会を設置して、新たな看護学校の開設に代わる対策の検討に着手するというふうにしておりますが、この看護職員確保対策協議会はどのような構成で、何を協議、検討していく考えなのか、お示してください。

○(保健所)保健総務課長

新年度に新たに設置を予定しております小樽市看護職員確保対策協議会についてということですが、まず、構成につきましては、医師会や看護師に関わる団体などを現在、想定しているのですけれども、詳細は今後、詰めていきたいというふうに考えています。

この協議会で協議する内容ですとか検討する内容につきましては、もちろん看護学校を新卒で卒業した方の確保ですとか、既卒者、既に看護学校を卒業されていて看護師資格を持っている方たちの採用確保、または、現在、勤めていらっしゃる方の離職防止ということが大きな柱になっていくのではないかと考えているところなのですが、いかに効果的な対策を講じていくかにつきましては、今後、検討を進めてまいりたいというふうに考えています。

○中鉢委員

本市には、小樽市立高等看護学院、もう一つの看護学校が存在いたします。この学校の募集定員を増やすであるとか、新看護学校を併設してとの案もあるようなことをお聞きしておりますが、募集対象や入試のシステム、そもそも法令などの根拠が違う学校と位置づけられるため、新設予定だった学校が狙う対象やカリキュラムなどに鑑みると、十分な生徒募集が行えるのか厳しい状況というふうに考えます。

今後、新たな形で小樽市立高等看護学院とは別の看護学校設置に向けて、市内あるいは後志管内の医療機関などと相談しながら積極的に検討していただきたいと考えますが、市の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○(保健所)次長

今の小樽市立高等看護学院とは別の新たな看護学校の設置ということなのですが、現時点では考えてはいないというところでございます。

○中鉢委員

市内での看護師養成というのは、市内の医療機関にとっても重要な事項であります。さらには、後志管内の医療機関においても同様の課題を持っております。看護師人材の輩出が滞らないためにも、いま一度、検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(保健所)次長

御指摘のとおり、看護師確保対策というのは、やはり重要になってくると考えております。新たな看護学校の設置につきましては、協議会の中で、市としても様々な角度から検討を進めてきたのですが、解決の難しい課題がたくさんあるということが分かりました。

このたび、協議会として新たな看護学校の設置の検討が終了ということになりましたので、これに代わる看護師確保対策に注力していきたいというふうに考えております。

○中鉢委員

私たちが積極的な情報収集と市への提言を引き続き行わせていただきたいと思います。何よりも、市民の皆さんに不安を与えないためにも解決しなければならない課題であるというふうに考えますし、今後の小樽市看護職員確保対策協議会に期待をさせていただきたいというふうに思います。

◎旧公設青果地方卸売市場について

次は、旧小樽市公設青果地方卸売市場についてですが、以前は、樽一小樽中央青果株式会社が事業を行っておりました。経営不振が続いたことにより、平成17年、自主再建を断念して、札幌みらい中央青果株式会社より支援を受けて事業を継続しておりましたが、残念ながら経営の状態は改善せず、結果、令和4年3月から、札幌みらい中央青果株式会社に青果物の流通の確保について御協力をいただいております。それより2年という一定の期間が経過をいたしましたので、現在の状況について質問させていただきたいというふうに思います。

現在、本市は、旧小樽市公設青果地方卸売市場とはどのような意義、役割を地域に果たしているのか、お聞きをしたいと思います。

○(産業港湾)農林水産課長

旧青果市場の質問でございます。令和4年度に、令和3年度いっぱいをもちまして卸売市場は廃止というふうになりましたけれども、施設は普通財産に変更しましたが、引き続き仲卸業者の皆さんなどに貸付けを継続しております。これによりまして市内青果物の流通量の確保という役割を果たしていると考えてございます。

○中鉢委員

公設の青果卸売市場としての役目を終えた令和4年4月以降の取引量であるとか、また、取引額でも結構でございますので、分かればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○(産業港湾)農林水産課長

卸売市場ではなくなったので、全ての取引について把握ということではございませんけれども、委員のおっしゃっていた札幌みらい中央青果株式会社とお貸ししている仲卸業者などの取引については、札幌みらい中央青果株式会社から報告をいただいておりますので、その数字ということで御報告させていただきます。

令和4年度におきましては4,229トン、取引高金額は11億5,188万円、令和5年度は2月末までになりますけれども4,650トン、15億1,726万円となっております。

○中鉢委員

昭和48年からの取扱高というのがホームページにありまして見ておりましたけれども、もちろん札幌みらい中央青果株式会社だけではなく、違う業者も中に入っておられるというお話を聞いておりますが、最盛期の10分の1近くになってしまったのは大変、残念だというふうに思うところであります。

それに伴いまして、市場自体でいうところの仲卸業者、また買受人とか買受業者、買い出し人とか買い出し業者、附属営業人、附属営業者の推移が分かればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○(産業港湾) 農林水産課長

卸売市場というものは令和3年度末で廃止したため、買受人だとか買い出し人、附属営業人ということにつきましては、これ以降については、市に何ら届け出る義務もないことから把握しておりません。

一方、仲卸業者につきましては、先ほど申し上げたとおり、市場施設を賃貸しているという関係上、仲卸組合に所属している仲卸業者の数ということでは把握してございます。令和3年度末、市場廃止のときには、仲卸業者は9社あったのですけれども、現在、仲卸業者組合に加入している社は1社増えまして10業者となっております。仲卸業者に関していえば1社増加しているという状況でございます。

○中鉢委員

取引量、そして仲卸業者の数の推移から見ますと、小さな取引にもしっかり対応している物流の拠点というような認識でいいのかというふうに思いますが、公設卸売市場としても、今も小樽市との関係は大家とたな子という関係だと。

賃貸の収入の推移が分かればお聞かせください。また、かなり築年数がいつている建物かと察しますが、建物の築年数が分かればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○(産業港湾) 農林水産課長

建物の賃借料についてなのですけれども、卸売市場だった頃から答弁させていただきますと、令和3年度におきましては、使用料ということで1,013万6,193円、令和4年度につきましては、賃貸料ということで1,237万2,764円、令和5年度は2月末現在でございますけれども、賃貸料として1,159万51円となっております。

建物の築年数なのですけれども、旧市場棟といって一番大きい建物と低温庫につきましては、昭和47年12月築なので築51年を経過しており、市場に入ってすぐ右側にある倉庫は昭和52年12月に建築しておりまして、築46年を経過しているという状況でございます。

○中鉢委員

賃貸の収入をお聞かせいただきましたが、年によって増減しているというのは、どのような事情で増減しているのか、お聞かせいただくことはできますでしょうか。

○(産業港湾) 農林水産課長

令和3年度、令和4年度に関しては少し増加している部分があるのですけれども、こちらは、令和3年度は卸売市場というときでございまして、樽一小樽中央青果株式会社に貸している金額の中で、ある程度、減免ということになっておりまして、減免措置をしていました。市場がなくなったので減免措置をする必要がなくなりましたので、増加しているということでございます。

令和4年度と令和5年度2月末現在なのですけれども、細かな、一時的に借りたいということもあるものですから多少の増減はあるのですけれども、同じような金額の収入を得られるというふうに見込んでおります。

○中鉢委員

それで、旧公設青果地方卸売市場の一带は、市が組合に貸して、管理は市が行っているというような解釈でよろしいでしょうか。

○(産業港湾)農林水産課長

建物だとか施設は普通財産になっておりまして、修繕が必要な部分、例えばシャッターが壊れただとか、道路の舗装をしなければならないだという部分については市で対応しているのですが、基本的には皆さんで、例えば、玄関先の除雪をするだとか、24時間、青果物の搬入搬出がありますから、建物の使用、施錠解錠、搬入するトラックの誘導だとか、搬入搬出する青果物の管理というのは、仲卸業者をはじめ、借りている皆様に管理していただいているというようなことになってございます。

○中鉢委員

旧青果市場もそうかもしれませんし、奥に食品関係の会社が入っておられるところがあるのですが、そこがここ最近、数か月だと思うのですが、駐車場料金を払うようになったというようなお話が聞こえてきたのですが、どういう経緯で駐車場料金が発生するようになったのか。正確な情報ではないのですが、もし分かればお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

○(産業港湾)農林水産課長

駐車場の料金というのは、今年度は徴収しておりません。普通財産になったということで、元の建物を使う車を乗り入れる部分に関しては、その土地を貸すというような形で乗り入れるというのを設定して、令和6年度から皆さんに土地使用分として払っていただきたいということで、関係者の皆さんと協議をして話がまとまりましたので、それに向けて今、準備をしているところでございます。

○中鉢委員

乗り入れ料というような形の解釈ということですが。

それで、取引額、取引量が減少していると、おのずとスペースに余剰が出るのではないかというふうに思うのですが、まず、その余剰があるのかどうか。余剰があれば、そのスペースを何か活用しているのか、また、今後、活用する何か方策があるのかどうか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(産業港湾)農林水産課長

取引の量等につきましては、委員のおっしゃるとおり、最盛期に比べて減少が続いているということになります。旧市場棟の一番大きい建物の1階の、いわゆる取引に使ったり、青果物を置いたりする場所なのですが、卸売市場だった頃には、樽一小樽中央青果株式会社1社に貸していて、樽一小樽中央青果株式会社が、もう全部あそここの場所をまとめて借りていて、いろいろな青果物をさばいてやっているということになります。

一方、令和4年度以降は、もう市場を廃止しましたので、仲卸業者がそれぞれエリアを区切って、皆さんの話合いによって、ここのエリアは自分たちが使うというふうに区分けをして、市と協議して、貸しているということになります。

ただ、1社に貸している場合と違って、フォークリフトが入る通路だとか、荷下ろしのスペースというものを確保しなければならないので、現状は、1階のあのスペースというのは余剰スペースがない状況になっております。余剰スペースはないのですが、必要な通路等は確保した上での部分でありまして、今後もこのような形で賃貸を維持していきたいというふうに考えてございます。

○中鉢委員

築年数が50年以上も経過しているということで、市の建物も大体50年がちょうど更新の周期なのかというふうに、ほかの箱物を見ても思うところがございますが、札幌みらい中央青果株式会社における流通の体制を、市として今後、維持していこうというふうに考えているのか。また、維持していく場合においては、老朽化している建物ではございますが、この場所で維持をしていこうと思っているのか、違う場所での考えを何かお持ちなのか。

もちろん、これは市だけの判断ではなくて、利用されている方の意見もあるかと思いますが、現状で何かそういうお考え、また、方針等があればお聞かせいただきたいと思います。

○(産業港湾)農林水産課長

引き続き、札幌みらい中央青果株式会社とは連携して、市内青果物の流通量を確保していくための場所として活用していただきたいというふうに考えております。

今の場所でやるかなど今後の在り方などについては、今、仲卸業者などをはじめ、協議を進めている状態でありまして、その協議の結果をもって、いろいろと市も考えてまいりたいというふうに思っております。

○中鉢委員

協議というのは、二、三年ぐらいの期間で方向性を示していくというような解釈でよろしいでしょうか、もう少し長い期間がかかるのかどうか、大まかな予想などが分かればお聞かせいただきたいと思います。

○(産業港湾)農林水産課長

この青果市場の廃止なのですけれども、予定していた廃止ではなくて、委員のおっしゃるとおり、仲卸業者の経営不振に基づいてやむを得ず廃止したという経過があります。今後の在り方や、引き続き青果物の流通を確保するための維持機能と並行して、事業者と協議してまいりたいというふうに考えておりますので、廃止して2年は経過したのですけれども、来年、再来年中ぐらいには、きちんと協議をまとめられるような形で協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○中鉢委員

それで、旧卸売市場があるこの地域というのは、土地は小樽市がほぼ持っておられるのかというふうに思いますが、この土地の用途、大体13分類に分かれるのですけれども、どのような土地の用途になっているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○(産業港湾)農林水産課長

旧市場の用途地域は、13種類の区分の中で、準工業地域というふうになってございます。

○中鉢委員

準工業地域とか商業地域というのが一番、建物に制限のない用途になっておりまして、いかようにも活用ができる地域なのかというふうに思います。

観光地と呼ばれるところからは少し離れてはおりますけれども、高速の出入口として流通や、港から近いことから倉庫業であるとか、また、平たんでもありますし、南小樽駅からもほど近い、また、これから開業する新幹線の新小樽(仮称)駅からそのままずっと下りてきて、ぶつかるのが旧公設青果市場にもなりますので、この土地の優位性というのはかなりあるのかというふうにも思います。また、そういう企業誘致に有効なエリアとも考えます。

市として、先ほどお話の中で、ここの利用が今後どうなっていくかまだ見えないということですが、協議会等をつくって協議される場合には、企業誘致等の視点も交えて、市として協議をしていただきたいというふうに思います。そのような提案もさせていただきまして質問を終えさせていただきます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

---

○酒井委員

◎桂岡・張碓地区の交通について

まず、桂岡・張碓地区の交通についてお伺いしたいというふうに思います。

十万坪会館のところにバス停を造るのはどうかという話の中では、実際には陸橋となっていて、ほぼ無理だろうという話があったのですが、ただ一方で、それより前後した場所ではどうか。例えば、小樽市側にバックした場合、そういった場合だったら、まだ可能性はあるのではないかと思うのですけれども、まずこれを確認したいと思うのですが、いかがでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

確かに、桂岡の付近に高速バスのバス停が設置されれば利便性が向上するというのは理解しておりますけれども、先日、橋梁の場所に建てる用地買収ですとか、いろいろな設置費用がもろもろかかるというような部分をお話しさせていただいたと思うのですけれども、これは橋梁でない場合についてもやはり一緒でして、バス停を設置するとなると基本的には市の負担で行う。そうなりますと、橋梁の両側というのは、山になっていますので、そこを埋めたり何なりして、そこにバス停を造るという意味では、やはり市の負担となるので、基本的には課題があるものと考えております。

○酒井委員

課題があるというのは分かっているのです。ただ、陸橋のところに造るということから比べると、まだ現実味があるのかと思って聞いたのですけれども、現実味もないですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

費用面でいいますと確かに、分からないのですけれども橋梁に建てるよりは割と抑えられるとは思っているのですけれども、一方で、やはり、高速道路上のバス停の要件というのがございまして、そう考えますと、それを見晴のバス停からの距離が5キロメートル離れているということが一つの基準になっておりますので、そういった部分を含めて勘案しますと、現時点で取り組むということは難しいかと考えております。

○酒井委員

難しいという話なのですけれども、私はまだ考える余地はあるのかと思うのです。というのが、本当に高速バスのバス停見晴というのがとても使いづらくて、そこまで行くまでに本当に大変な思いをしなければならない。雪が少し降ったらもうそこで埋まってしまうから、上っていくこともできないのです、山登りなのです。

だから、それも考えたら、例えば、旧北海道薬科大学の場所もありますし、それに、もちろん用地買収などいろいろな形でやらなければならないという形からお金などもかかるけれども、送り迎えなどできるような形にもできることは、お金さえかければ幾らでもできるのです。だから、そういった面では、今からそういった可能性も含めて考えていくということも必要ではないかと思うのです。

というのが、二種免許取得者というのがもうだんだん減っていつている。もうそうなる二種免許取得者というのは資源です。限られた資源をどうやって使っていくかということを考えていくと、私は、来年、再来年に高速バスのバス停桂岡を造りなさいと言っているわけではないのです。10年後、20年後の小樽市を見たときに、では小樽市が目指すべきものはどんなものなのかというときに、JR銭函駅を中心とした交通、それから、高速バスのバス停桂岡を使った交通という形でいければ、持続可能なまちにできるのではないかと思うのです。

だから、今からやる、やらないとかという話をするのではなくて、しっかり注視していくとか、そのぐらいの話というのはできないものかどうかということをお伺いしたいと思います。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長

桂岡のバス停の設置につきましては、我々も過去に現地を見たり、そういう検討というのはしております、橋梁ではない区間につきましても前後、加速車線というのがありますと、やはりどうしても橋梁にかかってしまうので、当然、お金も相当かかるということで、今回、改めて、机上ですけれども、設置の可能性もしたところがございます。

その中で、やはり課題が非常に多くて、実現の可能性は極めて低いと判断いたしました。今後、設置についてさ

らなる検討を行っていくといったことは考えにくいということで、以降は、取りあえずは考えていかないということで判断をいたしましたところでございます。

**○酒井委員**

やはり、あらゆる可能性というものを考えていく必要があると思う。でないと小樽市が消滅してしまう。本当にそれでは困るのです。だから、5キロメートルの関係の話ということもあれば、そういったことも含めて、どうやったら桂岡地域の交通を守っていけるかということも考えていくということで、私は、考えてはいかないと言ったけれども、やはり頭には留めてほしいと思うのです。これが、新しい交通体系ができて、銭函駅から桂岡・張碓地区までに向かう、いろいろなバスなどを使ってやれるようなものがありますという夢があるのだといいのだけれども、全く今はそれが無い。私の出身地は滝川市ですけれども、市内線のバスが廃止になるというのです。ショックを受けました。だって、普通に何系統も走っていたのですから。だけれども、それがなくなってしまうというのは、現実です。

これ以上は言いませんけれども、ぜひともこうした可能性も含めて、お願いしたいと思います。

**◎校外学習助成について**

次に、校外学習助成について伺います。

先日、ある市民の方から相談を受けたのです。その中で、小・中学校の保護者負担が本当に多いという話でありました。中でもスキー学習、年数回の学習のために負担することが本当に大変になっているのだというお話でございました。

それではお伺いしたいのですが、スキー学習で用具はどのように用意することになっているのでしょうか。

**○（教育）学校教育支援室南主幹**

スキー学習の用具は、児童・生徒が各家庭でそれぞれ用意することになっております。

**○酒井委員**

おのおので用意するというところでございました。

これまでスキー学習については、保護者負担の軽減ができないかという提案を日本共産党はしております。スキー板についても、購入するのであれば、成長に従って買い換えなければならない。そういったこともあるし、また、個人でレンタルするというのも、また大変手間がかかる課題があるわけでありまして。それならば、児童・生徒全員、学校として業者からレンタルを基本とする。自前の板を持っていきたいといった児童・生徒については、それを認めていく。さらに、レンタル料金も市が負担するということになれば、保護者負担は軽減できるわけでありまして。この質問は次回以降やりたいというふうに思っているのですけれども、今回は、それ以外にも児童負担があるのではないかという質問をいたします。

まず、スキー学習について伺います。小学校では、年何回のスキー学習を行っているのでしょうか。

**○（教育）学校教育支援室南主幹**

スキー学習の回数は、各小学校と学年によって差がありますが、1年生と2年生は年に2回から4回、3年生から6年生は年に1回から2回実施している学校が多くなっております。

**○酒井委員**

低学年では年2回から4回、中・高学年では年1回から2回ということでありました。

私の息子が通っている朝里小学校では、低学年で年2回なのです。中・高学年では1回なのです。もっとやっているようなイメージがあったのだけれども、本当に少なくなったのだと思います。

ところで、低学年は原則校庭で、それから中・高学年はスキー場でということではよろしいかどうか確認したいというふうに思います。

○(教育)学校教育支援室南主幹

こちら各小学校で違いはありますが、多くの学校では、1年生と2年生は、校庭や学校近くの斜面などで実施する機会が多く、3年生から6年生はスキー場で実施する機会が多くなっております。

○酒井委員

私は、市民の方からスキーリフト代の負担が大きいということを言われたわけでありまして。私はそれを聞いて、校外学習助成金があるから保護者負担ではないので、おかしいのではないかとこのように思ったのです。

それでは、小樽市校外学習等助成事業要綱の助成対象範囲を読み上げていただけますでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

小樽市校外学習等助成事業要綱の助成対象範囲につきましては、助成の対象は、全校もしくは学年単位もしくは学級単位で行う事業で、次の各号に定めるものとする。(1)スキー学習、水泳学習及び遠足等の校外学習に要する交通費(スキーリフト代を含む)、(2)社会教育施設等の入館料、(3)学校内外において実施される演劇、音楽、映画鑑賞等に関する経費、(4)学校で実施される総合的学習の時間、スキー学習及び水泳学習に要する講師謝礼等の経費となっております。

○酒井委員

スキー代を含むというふうに明記されているわけでありまして。

それでは、先ほど読まれた(1)から(4)まで、それぞれ市が負担しているもの、そして、保護者が負担しているものをお示ししていただけますでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

小樽市校外学習等助成事業要綱に記載されております助成対象範囲は、学校配当予算として学校長の裁量で支出しておりますので、各学校で保護者の負担を決めておりますので、それぞれの学校で違いがあります。

○酒井委員

それでは、スキー学習では、おおよそ2回で幾らくらい保護者負担となっているのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

こちら各学校によって差はありますが、スキー学習が2回で、3,000円程度の負担となっております。

○酒井委員

なぜバス代やスキーリフト代が保護者負担となるのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

校外学習等助成事業は、各学校が実施する校外学習の一部を助成しているもので、各学校長の裁量で予算を執行しているところであり、例えばスキーリフト代に充てている学校もありますが、学校によっては演劇鑑賞など別の事業に充てている学校もあります。

○酒井委員

要綱には一部負担となっておりますけれども、ただ、私は率直に、要綱に違反しているのではないかとこのように思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

校外学習助成につきましては、校外学習等助成事業の要綱の目的等助成額に沿って、その一部を学校に助成しているところですので、要綱に違反しているとは考えておりません。

○酒井委員

ところで、運転手不足などによりまして、貸切りバスの確保、それから貸切りバス料金の値上げが本当に社会的問題となっております。教育委員会は、バスの確保と貸切りバス料金の値上げをどのように捉えられているのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

貸切りバスの確保につきましては、近年は働き方改革などによって、ドライバーの人手不足などが全国的な問題となっており、本市でもバスの確保が難しくなっているという状況で、バス料金も値上げされております。

○酒井委員

以前の貸切りのバス料金と現在では、値段に大きな差があるのではないのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

バス料金の基準となる公示額が定められたのは平成26年からで、公示額が定められた平成26年と令和5年を大型車で比較しますと、1キロメートル当たりの単価が120円から140円と20円上昇し、1時間当たりの単価が4,250円から5,570円と1,320円上昇しております。

○酒井委員

助成額についてであります。各学校の配当予算額はどのように定められているのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

学校配当予算額は、基準額に加えて、児童単価もしくは生徒単価に10月1日現在の児童数、もしくは生徒数を乗じて算出しております。

○酒井委員

では、助成額は予算の範囲内の額とするというふうに記されておりますけれども、予算の範囲では、2021年度から2023年度ではどのようになっているのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

令和3年度から令和5年度の校外学習費の予算額につきましては、小学校は、令和3年度から令和5年度まで、同額の430万円。中学校は、令和3年度から同じく5年度まで、同額の380万円というふうになっております。

○酒井委員

同額だということなのです。

要綱施行後の基準額、児童単価、生徒単価はどのように推移しているのか、金額を示していただけますでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

平成20年度から5年ごとに推移を示しますと、平成20年度は基準額が1万8,000円、児童単価が811円、生徒単価が1,603円、平成25年度は平成20年度と同額、平成30年度は基準額が2万円、児童単価が870円、生徒単価が1,754円、令和5年度は基準額が2万1,000円、児童単価が953円、生徒単価が1,696円となっております。

○酒井委員

示されたとおりであります。隠れ教育費が大きな問題となっております。これの負担軽減、本当に私は待ったなしだというふうに思います。

今述べた貸切りのバス代だけではありません。要綱にも示されてあります交通費や入館料、演劇、音楽、映画鑑賞に要する経費、学校で実施される総合的学習の時間、スキー学習及び水泳学習に要する講師謝礼、こういった経費も値上げされているのが私は実態ではないかというふうに思います。

最後に教育長に伺います。基準額や児童単価、生徒単価の見直しが必要ではないのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室長

校外学習助成事業につきましては、各学校が実施する校外学習費の事業に関して、事業に要する費用の一部を助成することとしておりますが、近年、物価が高騰しておりますので、今後、基準額や児童単価、生徒単価について見直すべきかを含め、検討していく必要があるものと考えております。

### ○酒井委員

あまりすっきりしないです。

私が聞いたのは、このようになっているのだから、少なくとも見直していくべきではないかという形で言ったのだけれども、見直すか見直さないかも含めて検討していくということは、どれだけ物価が上がろうと、どれだけバス代が上がろうと、どれだけ保護者負担が増えようと、変えない可能性があるという理解でよろしいですか。

### ○教育長

校外活動費の基準の見直しについて御質問がございましたけれども、教育委員会ではこれまでも、委員から本日、御指摘がありましたように、校外学習活動費をはじめ、日頃の学習に係る事業、例えば教材費でありますとか、ふるさと学習に関する経費、キャリア教育の経費だとか、いろいろな経費もそうですけれども、こうした本市の子供たちの教育環境、それから、子育てしやすい環境といったことなどを整えていくためにも、本市の財政状況が厳しい中、予算の確保に努めてきているところがございますけれども、委員の御指摘がございましたように、保護者の負担の軽減、つまりは総額としてどういうふうにしていくのかということ、校外学習費に限らずですが、その軽減に向けて検討していく必要があるのかというふうに思っております。一步でも前に進められるように、今後も鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

### ○酒井委員

ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そもそも予算がほとんど変わっていないということは、生徒・児童1人当たりの金額というものは、それだけ多く使えるはずなのです。でも、それに追いついていないということは、結局のところ、物価上昇などがさらに大きくなったということの現れではないか。私のときはスキー授業があったけれども、もう冬の間は何回も行ってたという感じのときから比べて、今や年に1回です。もちろん、学ぶことについて、演劇鑑賞ですとか、いろいろなものが変わっていつている。そういった変更もあるけれども、ぜひともそうした基準額なども含めて、しっかり予算確保していくようお願いしたいというふうに思います。

### ◎特別支援教育支援員（介護員）について

次に、特別支援教育支援員、介護員についてお伺いいたします。

銭函小学校の新1年生についてであります。

バギーや車椅子を利用する肢体不自由児2名を受け入れているということで、私は本当にすばらしいというふうに思っております。といいますのも、北海道の特別支援学校に通学する場合、視覚、聴覚、知的、肢体不自由、病弱とそれぞれの通学地域が決まっているからであります。

仮に北海道の特別支援学校に通学する場合、どの学校に通学することになるのでしょうか。

### ○（教育）学校教育支援室青柳主幹

本市在住の肢体不自由のお子様は北海道の特別支援学校に通学する場合は、札幌市にあります北海道拓北養護学校が通学区域として示されております。

### ○酒井委員

北海道拓北養護学校ということになりますと、あいの里ですから物すごく遠いです。

ホームページを見ますと、札幌市内はスクールバスが出ているようであります。ただ、小樽市内から通学というのは、ほぼ現実的ではないのかと。もし利用するとなったら寄宿舎ということになるのかもしれないです。

ところで銭函小学校では、階段の昇降機が設置されました。これも、とてもよいことだというふうに思いますけれども、どのように利用されているかということでもあります。

階段の昇降機はどのように利用されているのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室青柳主幹

学校に設置されている階段昇降機につきましては、当該児童がバギーや車椅子から乗り換えて、電動で階段の昇降に利用するものとなっております。

○酒井委員

現実には、なかなか利用は難しいというふうな話を聞きました。

先ほど紹介されたとおり、肢体不自由児については、バギー、それから、車椅子を利用されている児童について、どちらにしても運ばなければならないという状況になります。教育委員会として今話を聞いて、実態として十分対応できているというふうにお思いになったのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室青柳主幹

昇降機での移動の対応につきましては、担任をはじめとする複数の教職員が児童の移動補助をすることになりますので、現状では対応できるものと考えております。

○酒井委員

現状で対応できているということであれば、これ以上、質問することがなくなってしまうのですが、実際にそこで学校からお話を聞いて、大変ですので何とかしてほしいという形なのだけれども、教育委員会としては何の問題もないということですね。

○(教育)学校教育支援室青柳主幹

繰り返しになりますけれども、特別支援学級の担任及び副担任など複数の教職員で移動の補助をすることになりますので、対応できるものと考えております。

○酒井委員

この後いろいろなことを質問しようかと思ったのですが、全く何も問題がないという話なので、小樽市教育委員会としては、そういう考えなのだというふうに思いました。

実際には、介護員が1人しかいないために、移動する場合ですとかは本当に大変な思いされているということ。また、実際に重たいものですから、それを上げるということについても本当に大変になってきている。実際にはエレベーターとかがあれば本当はすごくいいのだけれども、そんなことはさすがに無理で、それでも基準とかがあるのだから、それをある程度、考えるということではできないのだろうか。

ただ、小樽市に言っても全くそういったことについては変えるつもりはないという話だったから、お話ししてみたのだという話だったのだけれども、全く小樽市としては、そんな考えないのだと、ひたすら私は冷たいと思いました。

こういった、せつかく受入れをしていくという形でありますから、そういった介護員についても、クラスに1人とかという形ではなくて、さらに状況に応じて1人ないし2人、またはそれ以上とかということについても可能にしていくといった考え方は全くないのか、すごく残念に思ったのですが、いかがでしょうか。

○(教育)学校教育支援室青柳主幹

現時点では、担任、特別支援学級の副担任、そのほかにも教職員がいますので、そのほかの介護員などで移動等の対応、あとは車椅子、バギーの運搬は対応できるものと考えております。

○酒井委員

もう少し実態を伺って、聞いてみたいというふうに思います。

◎旧商業高校体育館の時計について

次に、旧商業高校体育館の時計についてです。

この商業高校の時計ですけれども、故障中の札が貼っていたということで、私はすぐ修繕されるのだろうと思ったのですが、実際にはずっと修繕されないで故障中のままになっているということでもあります。

旧商業高校は、教育委員会のほか、国立小樽海上技術短期大学校、小樽市立高等看護学院、こども発達支援センター、四つがあつて、体育館がどの所属になっているのか分からなかったからであります。だから、どこに言っているのかというふうに思ったのです。

旧商業高校体育館を所有しているのは一体、誰でしょうか。

○(教育)教育総務課長

旧商業高校の建物ですけれども、主に教育委員会庁舎として利用しているということから、体育館につきましても教育総務課で所管をしております。

○酒井委員

それでは、財産の区分では、どれになるのでしょうか。

○(教育)教育総務課長

用途としましては、主な用途ですけれども、教育委員会庁舎となりますので、行政財産ということになります。

○酒井委員

それでは、公用財産なのでしょうか、公共用財産などでしょうか。

○(教育)教育総務課長

市の庁舎ということですので、市が直接、使用しているということになりますので、公用財産というふうに位置づけられていると考えられております。

○酒井委員

教育委員会が所有しているわけでありますから、私は修理することが必要だというふうに思います。

ただ、体育館用の時計というのは、調べてみますと非常に高いのです。私のイメージとしては数万円で買えるのかというふうに思っていたら、とんでもない、数十万円かかるものもありました。どういったものかということもありますし、簡単に修理できるかどうかということも含めて、直していない、そういった原因になるのかもしれないです。

それでは、どれだけ体育館が利用されているかであります。年間どの団体がどれくらい利用されているのでしょうか。

○(教育)教育総務課長

どれぐらいの利用だということでしたけれども、まず、小樽市立高等看護学院が入学式、卒業式、戴帽式の3回と、国立小樽海上技術短期大学校が入学式、卒業式。また、それぞれの学校で、イベント等で年に数回使用しております。

また、学校開放事業に同様の事業として実施をしております、こちらの実績ですと、令和4年になりますけれども29団体の方が、延べ日数としては375日使っているということになります。

○酒井委員

結構使われているんですね。私はそれだけ使っているのであれば当然、修理するべきだというふうに思います。

ただ、修理の額が、もう購入したほうが安いぐらいのものになってしまったら大変なことになってしまう。そうになったら最悪、外すという選択肢もあるのかもしれないけれども、いずれにしても修理するなり、外すなりはしなければならぬと思うのですけれども、現時点での教育委員会のお考えを伺います。

○(教育)教育総務課長

委員のおっしゃるとおり、費用面の問題というのはあると思いますけれども、ただ、この時計、高所にあつて、比較的大きな物ということにはなっているのですけれども、少なくとも外すことは検討していきたいというふうに考えております。

○酒井委員

◎公開型GIS構築事業費について

次に、公開型GIS構築事業費について伺います。

今回、予算づけされたわけであります。これまでも公開型GISについて小樽市として導入するという事になれば、これからの小樽市の市政の分析などについても大変、役に立つだろう、さらに公開するという形になれば、市民の方、また、それ以外の方についても大変便利になるだろうということで、喜ばしいことだと思います。

まず、お伺いしたいのが、これを導入するについての経緯についてお示し願えますでしょうか。

○(総務)デジタル推進室今井主幹

昨年11月に策定しました、小樽市自治体DXに関する全体方針で、市民や事業者の方に活用いただけるように、市の保有するデータをGISとして公開に取り組みとしておりましたところですが、特に都市計画関連情報につきましては、市民や事業者のニーズが高く、インターネット上で公開することで利便性が向上するほか、職員の窓口業務の軽減も期待できますことから、公開型GISの構築をすることとしたところです。

○酒井委員

それでは、公開するものはどのようなものになるのでしょうか。

○(総務)デジタル推進室今井主幹

内容としましては、都市計画区域や用途地域など、都市計画関連情報16項目とハザードマップを予定しております。

○酒井委員

それでは、公開型と言っていますけれども、実際には市民には公開せずに、庁舎内で活用するという物もあるのではないかと思いますけれども、そういったものは存在いたしますか。

○(総務)デジタル推進室今井主幹

庁内で活用するという形でいいかと、庁内にある統合型GISですとかのシステムがございます。その中に業務で使用する情報というのはあります。それらについて、今、公開に向けて、各部の情報なども調査を進めているところであります。

○酒井委員

ぜひともしっかりやっていただきたいというふうに思います。

ただ、私が申し上げたときには、公共施設の分布ですとか、また、そのときに言ったのは、投票所の問題などもお話ししたというふうに思います。様々な形でこの公開型GISを活用することによって、さらに市政分析に役に立つのではないかとということで私も紹介をいたしました。もちろん、現在やろうとしているハザードマップといったものについても、既に札幌市などでもやられたりしているのだと思うのですが、そういったものでいいと思うのですが、将来的にはそういったものも考えていくというか、現在においてはまだ分からないけれども、イメージとしては持っていくということによろしいのかどうか、確認したいというふうに思います。

○(総務)デジタル推進室今井主幹

公開に当たっては、公開するためのデータですとかを用意する必要がありますけれども、今後、他都市での公開情報なども参考にしながら、市民の方の利便性等に資するような情報を公開していきたいと考えております。

○酒井委員

ぜひよろしくお願したいというふうに思います。

◎公共施設等再編経費について

最後に、公共施設等再編経費についてお伺いをしたいというふうに思います。

昨日の一般質問で、松井議員がこの問題について取り上げておりました。その中でも小樽市総合福祉センターの

移転についてであります。

そこでは、アンケートなど利用者の意向はどうなったのかという質問に対して、アンケートなどは取っていないということでありました。そして、これについても、幾つか意見は寄せられているけれども、丁寧に説明して御理解いただきたいというものであります。

改めてお伺いしたいというふうに思いますけれども、利用者の意見を聞かないで進めるということは、私は大きな問題があるというふうに思うのですが、小樽市としての考えはいかがでしょうか。

#### ○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

御質問の小樽市総合福祉センターの移転に関する部分でございますけれども、まず、小樽市総合福祉センターの庁舎は、築50年以上経過して非耐震構造でございます。利用者などの安全確保の観点からも移転は急がれるものであると。民間の空きスペースも含めて、現所在地周辺で、現在の機能を確保するといったことをしたいと思うのですけれども、なかなかそれが難しく、福祉機能の一部集約として、ウイングベイ小樽への小樽市総合福祉センターの移転を考えているものでございます。

昨日の松井議員の一般質問の御答弁の繰り返しになりますけれども、今後につきましては、利用者の方々に對しまして丁寧な説明を行い、御理解いただけるように努めてまいりたいと考えてございます。

#### ○酒井委員

そもそも報道が先行して、もう既に決まったかのようにということは、私はやめていただきたいというふうに思うのです。といいますのも、利用者の皆さんからすれば寝耳に水なのです。もともとは小樽市総合福祉センターについては、小樽市公共施設長寿命化計画や小樽市公共施設再編計画といった中でも様々に述べられていましたけれども、どちらにしても、そうした機能というものについては必要だということが結論だったと思うからであります。

現在、小樽市総合福祉センターを入浴で利用されている方がいらっしゃいます。1回100円で利用できるということで、富岡周辺にお住まいの方などは、知り合いなどにも会えてお話ができたりとかして、元気だったかいと会話できるようなスペースだったりもするということで、それが新型コロナウイルス感染症蔓延期のときには利用できなかったですから、本当にすごく寂しく思っているのだという話もしていた方でした。

ですけれども、不可能ではあるとは思いますが、仮にウイングベイ小樽に入浴施設を造ったとしても誰も喜ばないと思うのです。そうではないだろうと。だからこそ、この機能について、改めて利用者の皆さんの声を聞いて、やはり、利用者の皆さんで一番いいと思えるのは、現地点での建て替えなども一番喜ぶのではないかと思うのだけれども、それができないという形であれば、どうやってそれを補完するという形になれるかどうかということをやはり、真剣に考えていかなければならない。移転ありきで進めるということは、私はやめていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

繰り返しになる部分ではございますけれども、確かに、委員のおっしゃる部分があるのは十分認識はしているところでございます。先ほど御答弁いたしましたけれども、トータルの部分でウイングベイ小樽へ移転するというのを今、考えてございますので、繰り返しで申し訳ないのですけれども、利用者の方々には、いろいろ丁寧な説明を行って、御理解いただけるように努力してまいりたいと考えてございます。

#### ○酒井委員

私は理解はできません。やはり、順序が違う。保健所ですとか、また、こども家庭センター、いわゆる保健センター機能でしょうけれども、そういったものについては、比較的元気な方とか、子供を連れてきている方、また、自分で車を運転できるとか、バスとかも普通に乗れるといった方、現役という方が利用されるから、選考されるというのは理解できるのです。

ただ、小樽市総合福祉センターを利用されている方というのはどんな方かといったら、高齢者であったり、障害

をお持ちであったりという方なのです。そういった方々のお話を聞くことを抜きに進めるということは、やはり、あってはならないことだというふうに思います。こうした利用者の方々の十分な理解を得られなければ、移転についてはしないということを私は考えていただきたいと思うのですけれども、最後に伺って、質問を終わります。

**○市長**

今の御質問ですけれども、担当からも話がありましたように、利用者の皆さんには丁寧にこれからも御説明をさせていただきたいというふうに思っておりますし、全く市民の皆さんの御意見を伺っていないかと決してそうではなくて、私も実際に、身体障害者福祉センターというのは稲穂にありますけれども、その理事長たちともお話しさせていただきましたけれども、今、酒井委員もおっしゃられましたように、やはり、障害を持った方々がウイングベイ小樽に身体障害者福祉センターの機能を移すということについては納得いただけないというふうに思うので、我々は、この地にとどまるというような、老朽化はしていますけれども、そういった御意見も伺いながら、今のウイングベイ小樽の4階の配置計画も進めておりますので、これからも丁寧に利用者の皆さんのお話もお聞きしながら、可能な限り、我々としてできることがあれば、それに対応させていただきたいというふうに思っているところでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

**○委員長**

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。